

平成24年3月16日(金曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 5 号

平成24年3月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成24年3月16日  
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、どうかよろしくお願い致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

おはようございます。

お許しいただきましたので、ただ今から質問させていただきます。

まあ、冷やい冷やい思いよったこの春もだいぶぬくうなってきました、梅が過ぎて桜が咲き始めたという時期になってまいりまして、このままだんだん暖かくなってほしいものだなあと、そういうことを思いながら、ここに立たさしていただいております。

それではですね、私、片仮名は大体嫌いでございますが、あえてこの通告は片仮名で書き出しをしております。まあしかし、これは日常、私のあたりで使っておる言葉でございます、日常用語の一部でございます。それを片仮名で表示させていただいております。まあ、これを声に出して読めば、ほんならどうするというところでございます。これは大した難しい意味ではございませんが。

その中の1番目の、町の活性化についてでございます。

私がこのことを、町のことを一番先に考えておるときに見る一番ええ資料は、毎月いただいております広報くろしおでございます。その中にわがまちデータというものがございまして、これに人口が出ております。行政がすべきことの責任はここに表れておる、これが成果であるというように考えております。合併以来、このデータは、私にとりましては悪い方向に動いておるといふ考えに立っております。それで、何とかこれを少しでもええ数字にならないものかと思ひ、まあ発言しとるわけでございますが。

合併当初のころの私の発言というのも、今と基本的には大して変わってございません。一番残念なのは、せんだっての高知新聞の方で拝見致しました、所得水準全国最下位という記事が載っております、それをまあ見せていただいたわけでございます。高知県のことですから、黒潮町だけのことではないということでございますが、1つの町の頑張ることが、結果として高知県のことにつながっていくわけで、当然、町民一人一人の生活にもこれが大きく関係しておるということは言うまでもございません。

そこでですね、高知県が昭和54年度のころにですね、高知県西南開発計画いうものを策定していただいております、そのときのデータではですよ、これ、経済企画庁ですね、54年の。所得水準、高知県は全国で37位。そのときは、岩手県がね45位でした。ところが、ここ震災前まではですね、この高知県と岩手県の立場が全く入れ替わっております。ただ、不幸にして今回の災害で、これはいづらか落ち込むであろうということはあるにしても、別に、わが高知県が良くなったわけではない。高知県は最下位である。これが、基本認識として持つておく必要があると。強く持つておく必要があると思うんですよ。この間、努力はみんなしてきました。この計画は、当時ですね、あまり面白くもないこと言われたんですよ。高知県の西南地域の開発計画は

三全総の計画の中で、この高知県須崎以西の西南地域。それから、岩手県両磐地域。中尊寺のある辺りですね。あの所が、2カ所が、まあ、ええ言葉で言うと発展性の可能性を秘めた地域であると。特定の国を挙げるといきませんので、大変所得水準の遅れた何とかいう国じゃ、何とかいう地域じゃというようなことを言われまして、そのための引き上げを、所得水準を引き上げるために頑張ろうということで、県は作ってくれました。国もその必要性を認めてくれたわけです。

そのときの計画の中にあることは、全国のこの西南地域、高知県西南地域は全国平均の8割、高知県が。そのまた9割が、この我々が住んでおる地域であるというように位置付けられております。岩手県も同じ位置付けがされておりながら、この立場が全く逆になってしまった。まあ、向こうが上がることは結構なことですが、高知県がその当時37位であったものが、全国最下位になってきたと。努力はしたはずですが、まあ相手の努力が上だったと。全国の努力が上であって、我々の努力はやはり足りなかったかなあと。行政を進めていく上について、どうしても経済が伴わないと、地域は廃れていくばかりだなあ。それは、くろしおの3月号を見ても分かります。合併当初のデータから比較されたら一目です。まあ、そういうことをこれは何とかできないものかということで、いつも厳しく発言をさせていただいております。

それです、平成19年10月30日のこの新聞報道によりますと、経済産業省は本県企業立地計画を承認と。2012年度までに50件目標と。出荷総額900億円上乘せと。高知県、県西南地域をエリアとする機能部品など供給ゾーンは、自動車や電子関係の機能部品を製造する立地企業群を基に不足業種の誘致などで集積を高め、周辺地域の食品産業の高度化を促進すると、このようにございます。このときにも、私はこの記事を拝見し、一度質問したことがございますが。そのときも、まあこれは県の計画ではございますが、この西南地域に住む我々にとって、これは我々の計画であります。そういったものがどの程度成果として表れておるか分かりませんが、これらのことも十分に参酌しながら行政に取り組んでいただきたいと、このように思っておるわけです。

ほかにもですね、いろんな、こういう構想があるとか、こういう計画があるとかいうようなことはございますが、黒潮町独自で企業誘致をしてほしい。してほしいんだが、なかなか難しいと。それでは、幡多広域の方で何とか企業誘致ができないか、取り組めないかという質問も過去にはしてまいりました。が、残念ながら答えが出ておりますので、じゃあこれからどうするのか。

町長は今年、就任以来今年3年目へ入っていくわけで、まあ任期内では一番力が発揮できるときであると、こう考えております。この落ち込んでいく、目の前にこう姿が見えていく状況の中で、何とかしてこの地域を、まず落ちていくことを止めないかん。止まったら、上げないかん。そのあたりをですね、私は頑張っていたきたいなあとと思うわけですが。

その前にですね、通告にありましたように、このまちづくりを、町の活性化について人材育成。私はそれが大事だなあと、やはり。これ、ふるさと創生のときにも大変言われました。平成元年か2年ごろでしたかね、佐賀にも3億円来ておりますし、大方にも3億来てははずですが。計、当時6億、この町としては来ておると。で、その中で佐賀は、やっぱり100年後を目指して人材育成が必要ではないかということで、現在もその当時の基金を残し、ニュージーランドの方へ中学生、将来の町を担っていただかないかん人たちに外から日本を見ていただいて、そのきっかけですね。人材育成いうても簡単にはできるものではございません。まちづくりを進めるには人材の育成が必要でございますが、私は考えるきっかけの場を提供することが大事であろう。そういうことで中学の皆さんには、まあ外からわがふるさとを見ていただく。そういうことを行っており、これは今後とも引き続きやる必要があるであろうと。

もう1点ですね、この経済が世界的に連動しておりまして、施政方針の中にもございますが、やはりこの地域だけで、日本国内だけで物を考えるわけにもいかない、経済を考えるわけにもいかない時代に来ております。

それで、すべてのことは分かっておるわけではございません。新聞などで限定的な情報をいただくだけでございますが。このまちづくりに何が必要なかいうことを、経済を含めてですね、もう少し成人になられた方がですね、国外から日本を見、あるいはこのふるさつを見てですね、まちづくりには何が必要なかということを考えていただく、見ていただく場を設定するような、私は行政施策がする必要があるんじゃないかなあ。飛行機で飛んでも、その目的地へ着くまでは何も分かりませんが、やはり地域をこう歩いていく。自力で、目の前に何が展開されておるのか、そういうものを見ていくことが一番の勉強である。そして、それが何かを考えるきっかけである。そのきっかけの場を与えることが、私は行政の使命かなあと。この地域を何とかしなくてはならないというきっかけの場を構えることが、行政の責任かな。

幸い町長はですね、中国、あの辺をずっと通って、イスラエルまで自力で見学、勉強しておられます。私は、そういう体験が今の我々には必要じゃないかな。国内において、町内において、その中をきれいにまとめ上げることも大変大事ではございますが、それはそれでやらないかんことですが。それだけでは、どうもこの世界にもまれるような状況の中にあつて、これからのまちづくりを考えるとき、一度は国外に出て外から町を見る。それは、今個人でいくだけでも行けます。そういう時代になりましたが、行政がじゃあどうなんかと。人任せでなく、行政の責任としてやる必要がある、値打ちがあると思います。私も、三度ばかりフィリピンの方には、高知県青年の船で2回、それから漁業研修生の関係で一度、私の知るのはそこ香港だけですが見学させていただきまして、外から見たときに、やはり日本はいいなあ。ふるさつはいいなあ。何がいいか。そのとき感じたのは、やっぱ国力が強くないと駄目と。あるいは、地域が強くないと駄目だ。治安が良くないと駄目だと。まあそういったことが私の、特に記憶として残っておりますが。

この点についてですね、町長、どのようにお考えか。人材育成、大変広いので的が絞りにくい話ではございますが、まあ大ざっぱなところで、今、私がお願いしたようなところの答弁をいただきたいわけではございます。

それから2番目にですね、この若者に夢を。

まあ昔は青年団などがあつて、その出会いの場が、まあその場でありました。今はそういう青年団とかいうものも事実上もうない状態でございますが、若者に出会いの場が少なくなっております。この若者に、この出会いの場などをですね企画するような、そういうことが必要ではないかと思うんですが。これは町長、何か、これをこうしたらこうであるというようなものにはない、なかなか難しい問題でございますが。町内見回しても大変独身の方がいらっしゃるし、それを、まあ親も、お子さんですけど、おじいさんおばあさんもやはり孫の心配をしておる。何か社会がこう、いいねえ、うれしいねえと。こう言われるような、そういう場の設定できるような企画を若者の集まりへ依頼していただく方が少し、何かのきっかけになるではないかと思うんですが、この点についてご質問致します。

1回目を終わります。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

おはようございます。

矢野議員の、町の活性化についてお答えさせていただきます。大変こう幅広いといえますか、ご質問でございますね、なかなかまとめ切れないところもあるかと思いますが、ご答弁をさせていただきます。

人材育成ということでございますけれども。このまちづくりを進めるためにはですね、議員が申しますように、人材の育成というのは、もう必要不可欠であるというふうを考えております。そのために黒潮町と致しましても、今言われましたように、中学生の海外研修とかですね、雇用促進協議会で取り組んでおりました IT

の研修。また、現在はですね、過疎計画でもですね、そのさまざまな人材育成を掲げております。そういった中でですね、人づくりというのはやっていかないかなというふうに考えておまして、これまでもそういう形で多くの研修、人づくりの研修もやってきましたけれども、この人づくりというのは一長一短にですね成果の挙がるものではありませんが、まあ着実に成果が出ているというふうには踏んでおります。

そういう意味で、場の設定とかいうこともございましたけれども、いろんな形でですね、現在いろいろ取り組んでおります。砂美が取り組んでおりますTシャツ関係のですね交流事業、そういったものも取り組んでおりますし、そういう意味でですね、今後も人材育成というのは必要不可欠という意味でですね、重要課題として今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、行政の方もですね人的資源、まあいろんな行政を進める上では人的資源が最大限大きくなってまいります。そういうことを考えますとですね、職員の人づくりと申しますか、人材づくりも大変必要になってこようかと思っておりますので、そういう意味でもですね、また職員の人材育成にも努めてまいりたいというふうに思っております。

ちょっと、まとまりのない答弁でございますけれども、1回目の答弁にさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

私の方から2つ目のご質問にお答えさせていただきます。

町内に、精力的に活動されている若者グループがございます。これまで町のイベントにも積極的に携わっていただいているところでございます。

議員から通告書を頂いてから、出会いの場の企画を依頼にお伺い致しましたところ、24年度には県事業で実施予定ということでございました。町と致しましては何かの形で支援ができればと考えますが、せっかくの自発的活動でございますので、自主的に損なうことのないよう配慮しながら、連携して取り組んでまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

その1番目の件なのですが、確かに努力はしていただいております。まあそれは認めるんですが、一番大事なのは、この広報に出ます、わがまちデータ。これが実績ながですね。実績。総合振興計画でやるところの、その総合評価とかそういったものでなくて、この町が、私はこの町に暮らして良かった、そういうことを町民お一人お一人が思っただけのことが、その成果であると考えております。

それで、先の町長のときにはですね、下村町長は全国に誇れるまちづくりということを掲げて当選されたわけです。私もそのことにつきましては、それは大いに賛成ですので、町長、後ろから押ささせていただきますよと、こういうことも発言しておりますが。また大西町長もですね、再起動。再起動なんです。それは、この意味は多分、町政が落ち込んでいっておるということを目の当たりにして、これでは駄目だ、何とかせないかなということを掲げて、町民もそれを支持し、当選されたわけでございます。で、私はさっきから言ったように、結果として、町民がこの町で暮らして良かったなあ、そこに尽きるんじゃないかなと思うわけです。いずれも、この町を思う2人の町長の心であり、私の言ってることもまた町民の願いであろうと、こんなふうに思うわけです。

じゃあ、そこで、ほんならどうするところのタイトルを、表題を書かさせていただいたわけです。成

果としてですね、具体的な成果として、この毎月、町民に報告をさせていただいておるこのデータ。このデータが、私はいいい方向へ動くことこそがその成果、良かったなという実績であると思いますので、具体的にですね、そういうことを、まあ私はこの3年目の大西町政に期待をしておるわけでございます。

で、通告に具体的には書いてなかった、まあその点では返事がしにくいことかと思いますが、1点。町長はそのイスラエルまで行かれて、自力で行かれて、通訳もつかずに行かれて、私は何かを感じたと思っておるんですよ。何かを感じた。まちづくりには、この町に何が必要なか、そのときに感じられたことを。私は、この人材育成、どうするのかいうことをお聞きしたいわけでございます。できればご答弁いただきたい。

それから、2番目の若者にとという件は、まあ県事業があるということでございますが、それはそれで結構でございます。大いにやっていただいて。私は、黒潮町としての主体性を持った黒潮町行政をお願いしたいわけです。特に、町長は私たちから言うと若いので、若者の悩みが私たちよりは分かっているはず。だから、この点はこうしたらというものが、押し付けではなく、若者たちの声を聞きながら、この町の行政に反映をしていただきたいわけでございますが。それぞれ、夢は皆多く持っておりますが、町、主体性を持った取り組みをしていただきたいわけです。

この点についてお答え願います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目でございますけれども、人材育成ということについては答弁になるかどうか分かりませんが、さまざまな人材育成を行ってまいらなければなりません。また、議員からご指摘のとおり、広報では毎回報告させていただくたびに、人口減少のデータをお示しさせていただいてるところでございます。この人口減少に歯止めを掛けるためにも、どうしても産業が興る必要があると、そういったことは基本認識であり、また議員の皆さまとも同じであろうと思っております。

しかしながら、この2年間、行政という組織に入らせていただいて、本当に難しいなと痛感してるのは、この経済活動を興すということでございます。しかしながら、雇用関係も逼迫（ひっばく）しておりますし、産業育成をしなければ、また今後も人口流出、あるいは人口減が続いていくと、そういった危機感を持って取り組んでいるところでございます。

そして、もう1つ。雇用対策について、産業を興す。まあ、広義で言えば産業を興すということになるかと思っておりますけれども、行政の強みが発揮できる分野がございます。国の方向とも同一でございます。それがソーシャルワークの分野の拡充でございます。

議員から冒頭、三全総のお話ございました。最後、昭和63年だったと記憶しております、四全総。この四全総については、これまで、その第四次までのすべての全総が量的拡大の計画にあったことはご承知のところでございます。そして、第四次で初めて、分散型国家の社会を形成という文句がうたわれ、翌年には、その同法も成立したところでございます。

しかしながら、その後バブルがはじけ、現在、長い間、混迷の時代を迎えているわけでございますけれども、平成20年、法律の名前が変わりまして国土形成計画、こちらが閣議決定をされました。こちらはこれまでの全総の量的拡大路線を改め、国土の質の高い利用をしていくと、そういったことでございます。これをソフトに置き換えてみますとどうということか。これまで経済活動に主を置いていたものを、少し視点を変えてみる、それがソーシャルワークであると思っております。社会貢献ができる仕事、こういったものでございます。これ

につきましては、現在の私たちの次の世代、今の20代、30代は非常に興味を持っております。特に、最近紙面、あるいは各種メディアでも報道されておりますけれども、そういう流れが大きくなりつつあるということでございます。先般の首相の施政方針でも触れられておりました、NPOとの協働、そしてソーシャルワークの充実、こういったことは町としても取り組んでいけるところでございます。

具体的に申し上げますと、どういったことが考えられるのか。現在進めておりますNPOとの協働は、言うまでもないところでございます。こちらについても、組織や機能の拡充をすれば、雇用の場の確保はできると思っております。そして、現在ニーズの非常に高い介護福祉、あるいは医療福祉、こういった現場での雇用。こういったことも十分考えられようかと思っております。

そして今、国や県、あるいは町の制度でカバーできない部分、そういった所へのニーズも高まっていようかと思っております。これまでなかったスキーム、例えば数年前から県が取り組んでおります、あったかふれあいセンターなんかはその最たるものではないかと思っております。このあったかふれあいセンターも、これから数年に分けて、数次に分けて施設整備をしていかしていただきたいと思ってるわけでございますけれども、これらを全体的に統括できるような、そういった組織に育て上げていくと。そういったことが私たちに求められていること。そして、雇用対策としては、行政が強みを発揮できる分野であると、そのように思っております。

次に、出会いの場でございますけれども、行政が主体性を持った取り組みということでございました。1回目に答弁させていただきましたように、現在の企画、これは自主的な企画でございます。そういった姿勢を尊重したいと思っております。

先ほどのソーシャルワークと少し重複致しますけれども、若い世代、今自分たちにできることはないのか。あるいは、地域のために何ができるのかというご質問をよくいただきます。行政としては、マンパワーが不足しておりますので、やってほしいことは山ほどあるわけでございます。しかしながら、それでは単純にマンパワーを補うと、そういったことに過ぎない、いわゆる上位下達のシステムとなっていくわけでございます。どうしてもそれを避けたいと、個人的には思っております。とにかく自主的に何かの活動をしようと、そういった思いを持った方々、こういった伸びそうな芽を見逃すことなくしっかり手だてをしていくと、こういったことが行政にとって必要な姿勢であると思っております。今回のこの出会いの場の企画につきましても、できればほお任せさせていただいて、自主的な取り組みについて、もし足りない所があって、行政が支援ができる所があればというような姿勢で取り込ませていただきたいと思っております。

(矢野議員から「答弁漏れがあるね、町長。一番大事な。向こうへ旅行されて、どんなことをお考えになったのか」との発言あり)

もう12、3年前のことでございます。そのときに思ったことと、今振り返って思うことが必ずしも一致しているかどうかは分かりませんが。

20カ国近く回らしていただいて、そのほとんど。ほとんどと言いましても、イスラエル以外はすべて発展途上国で、やはり発展途上の国の力を感じました。私たちの国も、昭和30年、あるいは40年はこういったことであつたであろうというような思いを持ちました。

そして、もう1つは、やはり軍事でございます。ほとんどの国が兵役があるわけで、しかも、大陸の中で国として成立している以上、隣国との紛争が絶えないと。実際、私が回らしていただいた所も戦争状態の国もございましたし、そういった日本、島国では体験できないような、そういった経験から軍事について少し思うところがございました。その軍事力を持つことがいいか悪いかは別にして、その責任を国民は負っていると、そういった姿には衝撃を受けたことを今でも覚えております。

それから、もう1つは、私たちの国が経てきた歴史を、途上国にはそのままどってほしくないというの



実感してまいりました。経済成長は確かに致しましたけれども、何か大切なものを置き忘れてきたような気がします。そういったことのないように、途上国は少し後ろを振り返りながら成長していただきたいなというのを思ったことも覚えております。

それから、もう1つでございますけれども、4年ぐらい前だったと思います。議員からイスラエルへの中学生の派遣についてのご相談を受けたことがございました。本当にいい選択ではないのかなと、今でも思っております。その危険度とか、そういったことを抜きにして。異国の文化と触れ合うというのは本当に大事なことでありかと思っております。そういう面からしますと、そのふるさと創生で佐賀が先進的に取り込まれた海外への派遣事業。これにつきましては、黒潮町になりましても継続、拡充をしていかなければならないと思っております。

いずれにしても、それぞれの国でお暮らしの方は、それぞれの国、いわゆる祖国愛を持ってるわけでございますから、誰にとりましても自分の国が一番いいわけでございます。いろいろいい国もございましたけれども、やはり自分にとりましてもこの国が一番でございますので、少しでも国のために何か働くことができればと、日々そのように考えているところでございます。

(矢野議員から「ありがとうございます」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

矢野君。

7番 (矢野昭三君)

ちょっと質問のあれのがで、順番の出し方がちょっと勘違いしちりましたけど。構いませんかね、3番いうことで。

(議長から「はい」との発言あり)

3番をお願いします。

雇用・産業振興対策で、この、雇用対策として町内で起業するか、町外から企業を誘致するか。まあ、この2つぐらいかなと思うんですが。町として何をされましたか。住民の願いに答えていない場合には、その理由と雇用確保の打開策を問います。

総合振興計画にもございますように、住民の願いの一番は雇用対策でございます。予算の上で組んでいただいております雇用対策分については、その予算が終われば終わるといようなものになっておりますので、私の願っております雇用というのは継続性のある雇用対策でございます。難しいですね、これは。本当に難しい。もう、結果は新聞紙上で報道されたとおりでございます。が、黒潮町としてどういう努力をしていただいたのか。

しておったらいいですよ。してない場合には、その理由ですね。してないというより、努力してもなかなかうまくいかない場合です。その理由ですね。それを、まあお聞きしたいわけです。雇用対策の打開するには何がいいのか。継続性のある仕事をいかに確保していくのか。

これが町民の一番の願いでありますので、当然、町政の一番の課題であるということに尽きますので、その点についての答弁をお願いします。

議長 (山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長 (森下昌三君)

通告書に基づき、矢野議員のカッコ3、雇用・産業振興対策の雇用についてのご質問にお答えさせていただきます。

町内での起業や、また町外から企業の誘致については、町外、県外については県を窓口にして、連携して取

り組んでいるところですが、最近の県内の事例としては、宿毛市の西南中核工業団地へ1件の進出があったと聞いています。特に県外からは、当町へは地理的条件や用地整備などの工場立地条件としての整備ができておらず、誘致が難しい状況です。また町内での起業についても、この状況下では厳しい状況です。

町としては、黒潮町企業立地促進条例を23年3月議会で改正して、企業の新設、増設時の固定資産税の減免などによる支援も行っています。また、雇用情勢も悪化する中、経営状況の厳しい町施設の業者については、使用料の減免措置や、緊急雇用創出臨時特例基金事業や、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業など活用して、雇用の創出に努力しているところです。今後も、雇用の創出のために、来年度も予算要望しております。

緊急雇用創出臨時特例基金事業や高知県産業振興推進ふるさと事業などの補助事業や、新たに実施します、黒潮町産業振興推進総合支援事業、町内の業者、起業者の支援補助事業ですが、それらや、黒潮町認証ブランド化認証事業などによる町内の起業家の育成支援、また、特産品加工場を活用した特産協の事業を早期に軌道に乗せて、雇用創出を図っていきたいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、思うたとおりの答弁をいただきましたけど。

結局それが、やって、結果としてどうなるかが一番大事でございますので、言うまでもございませんが。目標を達成できるように努めていただきたいと思います。次の4番目の質問に入らさせていただきます。

農業の不振が続いています。まあ、一次産業という意味でございますが。この農業にもさまざまございまして、その課題解決のためには各農家へ出向き、意見を集約し、対策を講じるべきと考えるが、姿勢を問います。

これはですね、国も県もいろんな制度を用意してくれております。ところが、その制度の仕組みがそれぞれの農家には理解、行き渡っておればいいんだが、もし行き渡ってないとなれば、これは行政の進める上で課題ということになりますね。

例えばですね、高知県農業なんか見ましても、3人以上おれば、その事業ができるという部分もございまして。だから、任意団体でいいんですね。だから、業種ごと、あるいは新規就農者ごと、そういったものに取り組んでいけば、3人とかいうのはすぐできるんじゃないかと思っておるんですよ。ただ、なかなかこれ、行政は忙しいなります。

昔、佐賀の方では、普及員2名を雇用してですね、県の有資格者ですよ。それで、町独自に農業の振興を図ってきたということがございます。当然、各農家へ出向いていかれて、それぞれの課題を聞かれ、農業の技術面だけでなく、相談事もお聞きし、それをまた行政の行為としてお返ししていくという中で、農業の振興を図ってきました。そういう歴史がございまして。

私も最盛期、この町の、黒潮町最盛期から言うと、一次産業は半分になっちゃうというように考えております。データから見ても、そうであろうと思います。こういったことをやっぱり解決し、町政を盛り返していくためには、多くの皆さまがいろんな制度を活用して取り組んでいくことが大事であろうかと思っております。それらの、国、県が用意してくれたその制度というものは、それなりに財政支援もございまして、この落ち込んだ状態の中で再起動するには、そういう方法がいいんじゃないかと。1年で成果は見えないかも分からないけれども、確実にそれぞれの農家の力になっていくと思います。それが、また集まり、動きだすと、大変な力になるわけでございます。職員も少ない中で、特定のことに絞っていくということはなかなか難しいかも分かりませんが、何かそのへんでやり方を工夫すればできるんじゃないかなあとと思いますが。

この農業のですね振興に対し、各農家へ説明して回るというようなことがすべきであろうと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それでは矢野議員のですね、町民の活性化についての4番目、農業の不振が続くが、課題解決に各農家に出向き意見集約をしてですね、対策を考えるべきと考えるが姿勢を問うということについてお答えさせていただきます。

農業の不振はですね、議員も言われるようにですね、近年、農業生産にかかわる分野で燃油の高騰やですね、東日本大震災の影響等によってですね、資材単価の高騰などで生産コストが非常に高くなりまして。それに対する一方でですね、販売単価においては上がらないという状況でありまして、農業経営は大変厳しいという状況になっていますが、その中でですね、課題解決のため各農家へ出向いた意見集約により対策ということですけども。各販売農家についてはですね、それぞれ各品目別に部会があってですね、部会別の総会なども行っておりまして。その中にはですね、JAはもちろんのことですけども県の振興センターや町も参加していますし、その中で意見集約やですね対策についての検討協議もできますし、課題解決についてはですね、町の認定農業者連絡協議会など、生産者に一番接していますJAの営農センターやですね、先ほど議員言われた普及指導員さんを含む振興センターなどと農業関係の職員連絡協議会やですね、また、農家代表を含む担い手育成総合支援協議会などの会合などですね、いろんな部会や協議会で意見集約をする場があったり、また課題解決をする場がありますので、まあ町単独でですね各農家へ出向くことは、直接の場合以外は現在考えていませんけれども、農家の方から要請があった場合はですね、その要請の内容によってですね関係機関とも一緒に出向いていきたいというふうに考えます。

また、議員の言われるですね、事業の補助制度の活用面ですけども。この普及面ではですね、さっきも言いましたけれども、農家と一番日ごろから接しています、農協の営農センターの皆さんやですね振興センターの皆さんも、この補助制度については十分知っていますので、これまでの事業もそこらを通じてですね、各部会やJAなどから申請が挙がってきていますが、なおですね、まだ制度を知らない農家があるようでしたらですね、今後また関係者と協議して普及方法を検討したいと考えております。

まあ、制度利用についてはですね、先ほど議員が言われたようにですね、この制度利用をしてですね、少しでも生産コストを上げたいという気持ちはですね、議員と全くおなじ考えを持っておりますので、その点よろしくお願ひします。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

今のお話はね、結局ね、こうなんですよ、課長。やってきたけど、駄目だったという答えが出ちゅうがですね。一生懸命やってきた、みんな。それは否定せん。だけど、答えは全国最下位になった。それから、わが町の農業も半分になった。これが実績なんですよ。そこをとらえて言いゆうがですき。私は、じゃあ、それを盛り返すにはどうせないかんかということを訴えゆうわけですね。だからその点はですね、一生懸命やった結果がこうであるので、それを変えていくいうのもそれは大変ながですよ。それはもう分かちよります。分かった上で、けんどやらないかん。このままでは町が消えていく。そういう状況ながですね。データが示しておる

んだ。データが示しておる。だから、これを何とかせないかんということですから、課長1人がどうという問題でもないがですよ。だから、総力でこういったことには取り組んでいただきたいということを訴えゆうわけですので、まあ答えが難しいがは分かちよりますので、もう次へ移りますよ。

次、5番目ですね。この漁業不振が続いています。カツオなどの資源は国内外との協議を要する。いかに取り込むか問います。

黒潮町においては、カツオが水揚げでは一番大きいし、高知県においてもカツオが一番大きい。県魚も、まあカツオでございます。ご承知のとおりでございます。

ただ、黒潮町の、このカツオ漁業も大変頑張っておる。しかし、過去において大変な災害、低気圧がですね、伊豆で操業されておるときに、過日も先輩議員にもお話伺ったんですが。伊豆で操業されておるとき、佐賀の船が2杯、遭難なったわけですね、低気圧にやられまして。今とは技術が違いますので、昭和33年のことのように。それで、1杯の船が乗組員は全員、不幸にしてお亡くなりになられ、もう1杯の船は、まあ帰ってこられたということでございました。そういう命懸けのその仕事。家族を守るために、あるいは地域を守るために、命懸けでその仕事をなしてこられた。それをまた、そういった不幸な出来事に負けない強い心、意志でもって、こんにちの漁業まで発展させてき、それを守っておる。大変なことであるなあと、そこは思っております。

ところが、このカツオについてはその資源問題がございまして、ここへ来まして。旧佐賀町の時代のときにも、鹿児島へ視察に行ったときに、そこの加工組合の組合長さんから、インドネシアあたりで巻き網がどんどん毎日巻かれて、水揚げがこうである。まあ、おまんらばあ地下やき、サービスに教えちゃらあよということで、そのときのデータをずっと見せていただきました。大変な量で巻かれておる。そのときから、もう分かっておりました。

そして、問題のもう1つは、魚体が小さくなっておる。そのことを教わりました。それは何を意味するものか。種族が減ぶ、その前提があつてですね、種族を守るために小さいときから、成長しないうちから、しきらないうちから、子孫を増やすために卵を産んでおる。そういうことをお聞きしました。

そして、こんにちはですね、過日あったそのシンポジウムにもお話が出ておりましたが、なかなか資源問題は大変なことであり、国もあまり腰を上げないという内容でございました。

私は、この1つの地域のこの産業、町民が命懸けでやっておるこの産業についてですね、私はそういう会議の場があるときにはですね、私は、町長に出向いていっていただいて、通訳をつけてですね、私はそこで何とか発言をしていただきたい。黙ってね、国がああじゃとか、国がこうじゃとかいうことだけでやっておると、この私たちのカツオ産業というのが、大変な、経済的にも割合を占めておるわけでございます。その国がああだこうだいうて言うてきたときは大変、もうタイミングが遅うなっております、何事につけても。それで、私は外国の場へ出向いていって、そういう自然保護なら保護に向けての発言を、私は町長にしていきたい。

佐賀町時代のときには、漁業研修生の問題に取り組みまして、平成4年ですかね。そのときに、漁業者の方々から強い働き掛けもございまして、入管難民法ですか。これには漁業研修生というものは認められていなかった。だけど、その漁業者の熱意により、法務省にその漁業研修制度を認めていただいた。そのときは、受け皿として町が受け皿になった。町長、副町長、助役もフィリピンまで出向いていって、現地の責任者、市長さんなどともお話をし、前を開けていった。結果として、法務省の担当課長さんは、佐賀町のやることを全国のモデルにするというお話をいただいて、この研修事業はこんにちに至っておるわけでございます。

そういったことを考えますと、カツオもこの領海の外からこう、こちらへ向かってくるわけでございますので、何とか国がこうであるとか、ああであるとか関係なく、国を動かす存在であってほしいと思うわけです。

町長、この点についていかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

それでは、矢野議員の町の活性化についてお答えさせていただきます。

漁業の不振ということですが、佐賀漁港のカツオの水揚げを見ますと、平均年間750トンできていたものが、平成22年は550トン、そのうち、ひき縄のカツオは22トンと、平成18年の110トンの5分の1となっております。

全世界の海は、5つのかつお・まぐろ類の地域漁業管理機関、RFMOが管理しているそうです。わが国はこのすべてのRFMOに加盟し、この団体は魚種ごとに種々の資源管理を実施しています。

日本のカツオにとって特に重要なのは中西部太平洋で、ここでの巻き網の過剰な漁獲能力の増加が、黒潮に乗って北上するカツオの減少を引き起こしていると言われております。この海域におけるカツオなどの高度回遊性魚類資源の長期的な保存および持続的な利用を確保することを目的として設立された地域漁業管理機関が中西部太平洋まぐろ類委員会、WCPFCです。

2010年の同委員会の中で資源評価を行っているところですが、資源は過剰漁獲になっておらず、かつ乱獲の状態でないとは結論付けられております。また、管理方策の中では、熱帯域における高い漁獲はカツオ資源の分布収束や、それに伴う高緯度、日本やオーストラリア、ニュージーランドでの来遊減少を引き起こしている可能性があるとしております。毎年開催される年次会合には、水産庁、外務省、関係業界の方が出席しています。当町としては、資源の問題の根本解決は漁獲の制限と考えております。昨年5月、県知事が農林水産大臣に対して、このWCPFCの中で巻き網漁船の削減を日本が率先して取り組むように要望しております。

さらに昨年の12月、大西町長が全国市町村水産業振興対策協議会の総会の中で、WCPFCの年次会合を控え、政府、水産庁に対して要望を行っております。2つの要望事項があります。1点目については、資源の推移について諸外国との合意形成を図ること。2点目は、諸外国の大型巻き網漁船の制限をすることと、資源の枠組みを構築し、カツオ資源保存管理措置を新たに講じることの2点を要望しております。さらに本年2月11日、佐賀の総合センターで開催された、食と漁を考える地域シンポジウムの中でも、各地の水産試験場の方々の先生も、カツオの回遊の減少が起こっていると言われており、また出席者の中から、地域の声を上げることが大切だと話されておりました。

結びに、カツオの町に活気を取り戻すため、関係団体、県、カツオの関係の市町村と広く連携して、国に対して要望活動を行っていきたくと考えております。

矢野議員がおっしゃってございました、町長が先頭に立って海外へ出掛けていってはどうかということですが、これについては、町内の中でまた関係機関と話してみたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

濱田課長、最後のところに言うた、町内で話し合ってみるといのは、それは濱田課長、答弁になりませんよ。

私が質問しゅうのは、そういう出向いていって、通訳でも連れていって、そういう場で発言していただきたい、ということを言いゅうので。これはね、やらないということ言うに等しいような、質問する側にしたら。

なるき、前向きに取り組めますというようなお答えであれば、私はうれしい。

どうですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

私自身が出向いてということは、まだ協議している経過はございませんけれども、平成22年の10月6日に東京の三田で行われた、第5回のカツオ資源問題検討会がございます。明神議員がご出席されていた会でございます。私は、ちょっと出席させていただいておりませんが。

その中で、当時、審議官でございました、現在の水産庁の宮原次長がこういう発言をしております。とにかくパワーバランスで国際間交渉は成り立つので、産業界の皆さんもぜひ開催国、現地の方へおいでいただき応援をいただきたいと、そういった発言をされておりました。ただし、私が出向いたと致しましても、そのへんが精いっぱいであろうと思っております。このWCPFCの年次会合の場には、発言はもちろん、恐らく入場することも少し不可能ではないのかなと思っております。

しかしながら、これからたびたび、これまででもございますけれども、引き続き、たびたび水産庁の方にもお邪魔することになりますので、そのときにまた水産庁の方からもご意見を賜りながら検討してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

佐賀漁港はですね、あれ3種漁港なんです。高知県に4つあるうちの1つ、全国に101にあるうちの1つなんです。それ全国的な、その船の利用をする、展開を図っていくという考え方の港ですね。あそこ外洋でして、昔は荒波が打ち寄せてくる岩礁地帯でした。そこへ、先人が大変大きな努力によってですね、やっとあのような立派な港を造っていただいたわけですが。その港の完成式のときに、東京からお招きした関係団体の責任者の方から、努力をしようと思ったらいつかはできる。努力をしなかったら何にもできない。それでおしまい。1年に1メートル、10年でやったら10メートル、ずっとできていく。私は、それは当たり前のことですがけれども、その場でお話伺って、その一言に感銘を受けたわけでございます。

町長、相手はふとかってでもですね同じ人間ですので、何とかですね動いておれば、相手がまた認めていただけることあるかと思えます。ここはですね、町長が動いていただくことが町民に対してですね、あるいは町民から見たときに、やはり町長は頼もしいと、頼れるということになりますので。

ここ1年でどうということではございませんけれども、努力を続けていただくことを期待して、次の大きな2番ですね、土地対策に移りたいと思います。

自動車専用道路の残土処理場の活用と、公園用地、農用地を計画変更し住宅・産業用地の造成を問うというものです。昨日は申し訳ございません。ちょっと都合があって退席させていただいておりましたので、二重になろうかも分かりませんが質問させていただきます。

これは、残土処理場として国が用意しておる付近一帯がですね、避難場所として活用できないかとの思いが地域の住民にはございます。それで、この公園用地、農用地というのは法定の縄張りの区域の中にあるものでございますので、それをまた変えるということは、これは先ほどから言ってます、国を動かすということになります。で、あきらめますと何にもできないので、これは地域の住民の、町民の命を直接守るための施設を造

るんだという考えの上ですね、この残土処理場とこの計画に併せ、公園用地、農用地の見直しを速やかに行っていたかのように考えておるものですが、いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、矢野議員の2番の土地対策についてのご質問にお答え致します。

まず、自動車専用道の残土処理場の活用でございますが。現在、一般国道56号片坂バイパス工事に伴い発生します掘削土の処理場としまして、佐賀地域の上灘山にあります、旧最終処分場に計画をしております。

残土処理につきましては、今後発注されますトンネル工事等の進捗に伴い搬入されますので、活用ができるには数年後になると思われまます。

現在、活用について具体的にはございませんが、スマートタウン構想に取り組んでいます本町としましては、一つの活用として、近年、化石燃料の高騰や、東日本大震災以降、再生可能エネルギーへの期待も高まっていることから、設備の価格や地形等の条件もございませうが、新エネルギーの導入について検討してはと考へてはおります。

また、土佐西南大規模公園佐賀地区の東公園用地を計画変更し、住宅・産業用地として造成をしてはどうかとご質問ですが。当公園につきましては、議員ご承知のとおり昭和47年に都市計画決定を受けまして、都市公園施設として整備を行っております。用地については、高知県が自然観察の森エリアとして一部買収をしておりまして、現在も事業計画としては残っていると聞きしております。

議員の質問のとおり、周辺の農用地を含めました住宅・産業用地への変更となりますと、目的外利用となりますので、都市計画法に基づき計画区域の変更等が生じ、高知県および国土交通省とも協議を要しますので、長期の日数が必要となつてまいります。また、当該の場所は利便性等も考慮し、立地条件等で適地なのか、十分調査検討を重ねなければならないと存じます。

しかしながら、近い将来、高い確率で発生します東南海、南海地震等々に備え、住宅・産業用地の高台への移転ということにつきましては、地域住民の安全、安心な暮らしを確保するためにも必要と考へますので、今後、住民の皆さまのご意見等も踏まえながら、高知県とも協議を行い、十分検討してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それでは3番目ですね、高齢者などの生活対策ですが。

高齢者、障がい者、生活弱者など、病気入院し、退院後の自宅で安心して生活ができているか問う。

まあ、私のおる所の集落でもですね、高齢、独居、身体障害、あるいは高齢、2人世帯という方が大変多くなつてまいりまして、日常生活においても大変ご苦労されておることでございますが。そういった方たちがですね、いったん病気。病気は病気でも入院をせないかんとかいうようになってきますと、なかなか後の退院してからの生活が大変でございますが。ここらあたりはどのような手当をして、後の生活を維持していただいておりますのか。この点についてさまざまな、一人一人の生活形態、様式が違いますので、一概にはいきませんが。私は元の家でしていただくのが一番いいと思うんだけど、そこは難しいことあるかと思ひます。

その現実の問題と福祉計画がマッチしておるのか、調和が取れておるのか、そのへんをお聞きします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

矢野議員の3番、高齢者等の生活対策のご質問にお答え致します。回答については、山崎議員にお答えした内容と重複する部分がありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

高齢者、障がい者、生活弱者などが自宅で安心して生活ができてゐるか、とのご質問でございますが、まあ、病氣治療が終つて、退院後の在宅生活においては、一般的には家族の支援を受けて生活されると思ひます。また、一人暮らし、高齢者などにおいては、本人の状態にもよりますが、介護保険の介護認定者であれば、ヘルパー派遣などによつて生活援助や身体介助を受けて、在宅での生活を送ることが生活支援の方策となっております。こうした保険制度の活用により、在宅生活を送られてゐる方が現在多くおられます。

また、独居高齢者などへの町の対応ですが、緊急通報装置や自動消火装置の設置事業を行つております。この事業については、自宅にある電話回線を利用して緊急通報の装置、また自動消火装置の設置などで、高齢者等の急病のとき、または災害時の緊急時の連絡手段、また、消し忘れなどによる火災の発生の防止などの事業で、これらの基金を設置することで、高齢者の安全対策の一面もあると思ひております。

また、在宅生活を支援することについては、あつたかふれあいセンター事業の訪問サービスの機能についても、安心対策として位置付けられるものと思ひております。23年度は佐賀地域で実施してききましたが、24年度においては、大方の北郷地区でも実施する予定で進めております。この事業内容の拡充を行うこととしております。

在宅生活者への支援としては、見守り体制の整備が必要でありまして、地域の組織化による見守りネットワーク事業を、地域の皆さんが地域の実情に合わせた形で、お互い支え合う仕組みづくりを行つていくことが安全対策につながるものと思ひております。この事業は、今年作り直した地域福祉計画の主要な要件となっております。この事業を積極的に推進していく必要があると思ひております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

最初に言わないかんとこを、ついうっかりしちよりました。

あつたかふれあいセンターはですね、地域の方々からお話聞きますと、大変好評でございます。やつていただいてありがとうございますということです。これは町長、職員の方に対するお礼の言葉やと受け止めております。そのような声が多いわけでございます。だから、今年やろうとしておる分も、それは強力に進めていただいたらいいかなあと、私なりに思ひております。

で、そこの現在やられておる、あつたかふれあいセンターと同じような、まあいうたら、あれは元気老人でございますが、まあそういった方々のためにも、なお一層住民に優しく手を差し伸べていただける努力をしていただいたら住民にとってはこの上ない喜びであろうと、このように思ひておりますので、お礼かたがた発言をさしいただきました。

それからですね、次へ移りまして、4番目の行政サービス・運営でございます。

県が24年度で行う集落活動センター構想は時機を得た企画と考えるが、これちょっとね、法を入れたがやぼながですけど、まあ分かりよいるためにこう、あえて入れました。自治法第202条の4に定める地域自治区と、同法第260条の2に定める地縁による団体。大昔、これは私たちの住む、この拳ノ川という所は、江戸時代の文書によると拳ノ川村となっておりますので、あえてそういう村という名前を言つてゐるわけでございます。



が、600年前には、紀州、和歌山から逃げてきた人が、拳ノ川へも一部おります。だから、既にそれまでには、拳ノ川には人がおった。自然発生的に村ができておったということでございます。

それから、この部落との整合性。この部落は、私が思うには、この拳ノ川の昔の、江戸時代からの文書を見ておきますと、どうもその明治22年の町村制施行のころからでないかなあと、部落というのはそのころからでないかなというように考えて文書を見ておるわけでございますが、そういう所でございます。まあ、この幡多の国と土佐の国の国境地帯という所が、私たち、生活する拳ノ川であり、黒潮町の東の端であるという位置でございます。

そういう地域、だから自然発生的にできた所というのは大変、住民同士のつながりが深く強いわけでございます。そのように思います。それらの整合性と、この県がやるという、まあ町が今年から取り組む、その集落活動センター。3年目までは財政的な支援があるということでございますが、4年目からは今のところ保障がないということでございます。

集落として何をやるかは、集落のその活動としては、地域に住む人の自発性によって行う。その目的、したいことがあれば、それに対して県は応援するという考え方のようでございますが。これ、4年目からのですね、私たちの住む所も含めての話でございますが、町内的に、ほかにまだやりたいという所が挙がってくる希望が出てくる可能性もございます。しかし、この後、人材、財政面でのですね、4年目からのそのことは、どのようなことが考えられておるのか。

4年先のことだから分からないと言えばそれまで分かりませんが、まあ現状でのお考えをですねお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではお答えさせていただきます。

まず、それぞれの性格に対する認識を申し上げ、答弁させていただきたいと思っております。

通告書に基づきまして、まず地域自治区でございますけれども、第27次地方制度調査会において、基礎自治体はその自主性を高めるために一般的に規模が大きくなることから、地域自治組織を設置する道を開くなど、さまざまな方策を検討して住民自治の充実を図る必要があり、一般制度としては基礎自治体としての一体性を損なうことのないようにすることにも配慮して、行政的なタイプを導入すべきとされております。そのために、地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てるとされていると、そのように認識してるところでございます。

また、地域自治区の制度を設ける趣旨および目的は、基礎自治体である市町村は急激な少子高齢化の進行、地域構造の多面的かつ大きな変化、厳しい財政状況などにかんがみて、その能力等の充実強化、そして住民との連携、協働の関係の構築と地域内分権の推進の2点であり、特に後者を踏まえて制度化されたものだと考えております。

区域につきましては、合併前の市町村区域、支所、出張所等の事務所の所管区域のほか、小学校区や中学校区、コミュニティー活動の実績が見られる区域などが想定され、分掌する事務と致しましては、地域福祉、地域内の施設管理、防災・防犯、地域固有の歴史や文化の伝承、また、地域づくりの計画策定や住民に対する窓口業務などが考えられます。

次に、認可地縁団体につきましては、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、一般的に地域的な共同活動のための不動産、また、不動産にかんする権利などを保有するために認可を受けるこ

とが多いようでございます。現在、町内には、1 墓地組合を含めまして 12 の認可地縁団体がございますが、それぞれそういった理由からの設立のようでございます。ただし、その目的が、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設等の維持管理など、良好な地域社会の維持および形成に資する共同活動を行うとなっております、その範囲は資産管理に限られたものではございません。また、村につきましては、その時点での行政区。部落につきましては、地縁の性格の強い地域コミュニティーと言えるかと思っております。

地域自治区、地縁団体、また村や部落と、その性格によってさまざまな分け方ができるわけでございますけれども、まず地域自治区は行政機能の充実強化、あるいは細分化による住民参加の促進といった性格が強いかと言えようと思います。認可地縁団体につきましては、主に権限、権利の法的保証と言えようかと思えますし、村や部落につきましては、それぞれ行政区と日常生活の地理的要因による地縁のコミュニティーと言えようかと思っております。

今回、24 年度から県が取り組もうとしております集落活動センターは、あくまでも活動に重点が置かれ、さまざまな性格の団体や地域の活性化を促すものであり、法的な観点とはともかく、それぞれの趣旨は当然同一ではございませんけれども、整合性が取れてないとは認識しておりません。しかしながら、活動していただくのは住民の皆さんでございますので、活動の地理的範囲はおのずと近隣の集落単位ということになるかと思っております。24 年度、北郷地域に導入予定の集落活動センターも、旧北郷小学校校区を中心としてスタートさせていきたいと考えております。

財政支援の一つの区切りでございます 3 年を経過して、4 年目からの支援はということでございますが。基本的にはその時点での活動内容、地域ニーズを個々に判断していくことになるかと思っております。しかしながら、地域や地域コミュニティーの維持、活性化を目的とし、その手段と活動の場をスタート段階で行政が意図的に構築、あるいは助成していくということでございますので、いつまでも行政支援をといった性格のものではないととらえております。なお、活動を通じまして、一層地域社会に目を向けていただき、さまざまな不足を補うために地域自治区に発展していくということは、住民自治の観点からも望ましいものであると認識しております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

私も、こういう制度はあった方がいいかなあとという考え方に立っておりますが、まあ今後ともですね、黒潮町内でどれだけの数が出るか分かりませんが、希望に沿えるような方向で努めていただきたいと思いますと思っております。

それでは、5 番目の安全・安心対策でございます。

中村警察署拳ノ川駐在所改築の見通しを問う。

これは今後いつごろ、24 年度に建て替えですね、改築が見込めるものか。来年度になるものか。地域の安全・安心のかがみになるところでございますので、地元としては速やかにできることを希望しておりますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは矢野議員の、拳ノ川駐在所改築の見通しにつきまして答弁させていただきます。

この改築については、矢野議員はじめ関係者の方々には大変ご尽力いただきまして、感謝しているところで

ございます。拳ノ川駐在所の存在は、前の一般質問にもお答えしましたが、大変重要な警察機構として黒潮町も考えており、平成19年5月16日付で中村警察署への要望書を提出以来、再三にわたり中村署や本署に問い合わせをしたりしてきたところ、平成23年6月ごろから駐在所建築に向けての動きが始まり、平成24年度当初予算には拳ノ川駐在所取り付け道路改修工事として予算計上し、建築に向けて準備しているところです。

聞くところによると、県警本部は、県の2月定例議会において国の第4次補正を受けて、平成23年度2月補正として建築に向けての予算要求をしていて、ほぼ確定との話をいただいております。このことを受けまして、平成24年度には拳ノ川駐在所が建築され、平成25年4月からは新築に駐在所を移し業務に入ると伺っておりますので、関係者、私、黒潮町と致しましても安堵（あんど）という形でしておるところですので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

今回は片仮名で、ホンナラどうするというタイトルで質問をさせていただきました。終わりよければすべてよしということになりますので、今後ともまたよろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩します。

休 憩 10時 39分

再 開 10時 55分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして、3点について質問致します。

1点目、環境ふれあい交流施設について質問します。

今回、この施設の家賃280万円が192万円に減額される条例が提出されております。この問題は、同僚議員が関係している、または関係していたということで大変やりづらく、場合によっては聞きづらい点もあるかと思ひますが、しかし、町民の付託を受けた議員ですので、私情を挟まず質問をしますので、ご了承願ひします。

この施設は、平成12年に住民から道の駅を望む声が挙がってきたことから整備が始まったと聞いております。当時、住民からの請願運動があり、請願書が議会に提出され、議会で可決されています。建設が完成した当時の下村町長は、ビオスを町民の交流の場として、町の中核となる施設と言っております。ご存じのように、県の施設、情報館と、町の施設、物産館が隣接して建てられており、広々とした太平洋を臨む景観は素晴らしく、駐車場も広く使える位置にあります。時々、マスコミにも取り上げられることもあって、お正月や5月の連休などは、聞くところによると身動きも取れないほど盛況だと言われておりました。また、さまざまなイベントも企画され、多くの町民も参加して盛り上げている内容は、ほんとに喜ばしいことではないかと思ひます。

ビオスの順調な経営とともに、問題も出てきております。それは、既存の商店への少なからずの圧迫です。地域の個人商店や喫茶店、食堂。それらへの影響が少なからず出ていることです。まあ、これはパイがもうお

んなじですから、どうしても1つのお店ができればそういうことも少なからず起きることですが。地域の個人経営のお店は多額の売り上げは期待できない状況ですけども、そういうお店がほとんどですけども、香典袋1つでも朝早くからお店にやってくる人もあり、地域に住んでいるからこそできるサービスなんだと、お店の人が言うておりました。足腰が弱くなり、遠くまで行けないお年寄りが増えていますが、地域のお店はそんなお年寄りの命綱であって、小さくても地域にはなくてはならないお店です。

既存のお店への少なからず影響に加えて、もっとほかに2点ばかり大きな問題があります。1つは、この施設ビオスは、建設の請願運動をしている段階から、1つの団体、グループと言った方が分かりやすいかもしれませんが、そのグループが中心となり、請願を進めていました。そのグループの中心メンバーの1人が、完成する前にはこの施設の社長をやるということになっていると聞いておりました。その後、状況が変わりまして、その人が社長になることはありませんでした。しかし、営業開始当初から町民の間ではさまざまな問題が指摘されており、私も一般質問をやっています。

その1つは、住民とともに請願運動をやって、一生懸命中心になってつくったグループのメンバーのほとんどで構成される有限会社ビオスが、そのままこの物産館の指定管理者になったことです。普通は、建設運動、建設を要望する団体なり個人は、建設が決まればそれで終わりです。お役目を果たしたことになります。後は利益を生む経営ですので、請願する人たちと経営をする団体とはきっぱり切り離すことが大事です。これが社会一般の常識だと思います。そうでなければ、自分たちで自分たちの働く場を請願し、町民とともに運動し、税金投入を得て、補助を得て、自分たちのお店を造ってもらったことになります。町民からすれば、こんなちゃっかりした請願はない、こんなうまい話はない、ということになります。そのことが町民にとっては不信となり、反発もあり、今も残っています。

もう1点、重要な点は、その経営者の中に2人の議員が納まっていたことです。確かに、議員の兼業規定には抵触しませんが、法的には違法ではありませんが、倫理的、道義的な問題として、町民の間からかなり強い批判の声が挙がった経過があります。当時、私の一般質問に下村前町長は、2名の議員が役員をしている件は、法的には許されるが、なるべくしない方がいい。温かく見守ってやってほしいという答弁をしています。現在も、ビオスの物産館は指定管理者で指定をしていますが、最初の3年間の契約が終わった時点で、次は5年間の指定管理者を指定するときは、住民への一般公募もなく、有限会社ビオスに指定されております。もちろん議会で議決を受けていると言うかも知れませんが、実質、最初の3年間と、それからの5年間を足して8年間、中心になって請願を行ったグループのメンバーが主な会社の、このグループの指定管理が合計8年間担保されたわけです。これではますます、一部のグループのお店といった雰囲気になっている、そういう経過があります。

ビオスは1億円の建物です。町が5,000万、県が5,000万、そういう割合だったと思います。1億円の建物を個人で建てるとなると、建設当初はその借金だけで償還に利益のほとんどを食われると思います。数年間は利益が出ないと言ってもいいんじゃないでしょうか。現在は、その建物の家賃として280万円を家賃と土地代ということで支払っていると思いますし、支払いを求めています、個人で1億円の建物を建てた場合は、そんな金額ではとても済みません。補助金で建てられた施設は、公設民営として大きな恩典が付いているわけです。だからこそ、その恩典を建設のために中心になった請願団体が一手に受けること、その中に議員が入っていることは、道義的、倫理的な問題として、本来なら慎むべきことだと思います。まるっきり別の団体なり会社なりが、その営業を指定管理者として引き受けるのが社会の常識ではないでしょうか。

今、この不景気の時期、町内のお店はどこも大変です。閉店に追い込まれるお店が1軒、2軒と増えているのが実情です。現在やっているお店も、もうやめようと思うけど、利用者が地域のお年寄りの人が多いので、

まあそういうことを考えると、どうしてもやめられないんだと言っておりました。そんな中、一部のグループが今でも恩典を得て営業をしているのに、その上に家賃を下げるのなら、町民は納得しません。納得できません。

このような経過を持ったビオスですが、それらを含めて、なおかつ家賃を下げる理由をまずお聞きしたいと思います。

それで、家賃が幾らで、土地代が幾らになるのか、まず最初に質問します。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

通告書に基づき、宮地議員の、環境ふれあい交流施設の使用料金減額についてのご質問にお答え致します。

今回の使用料の改正については、合併協定項目の基本協定項目 14、使用料、手数料等の扱いに関することの 2、使用料の取り扱いについてにあります類似施設等の使用料については、負担公平の原則により統一した基準及び料金体系に見直しを図り、住民負担の一体性を確保していくものに基づき、使用料の統一を図るものです。

なお、使用料の算出については、従来は事業費のうちの町負担分を基に、耐用年数で割って年額を設定していましたが、町負担率についても事業によってさまざまのため、平成 23 年 5 月 11 日制定、23 年 5 月臨時議会で議決をいただきました、黒潮町地域特産品処理加工及び販売施設設置条例制定時より協議をして、基本的に事業の 30 パーセントを耐用年数で割った額を年額の使用料とすることで統一していくこととし、今回提案をさせていただきます。

また、通告書にありますように、数年後に家賃の減額をすると当初からうたわれていたのかというご質問については、そのようなことはうたわれておりませんので、ご理解をお願い致します。

なお、使用料についてですが。計算式もですか。金額だけですか。

（議長から「土地と」との発言あり）

（宮地議員から何事か発言あり）

今回は、事業費については、すいません、ちょっと待ってください。

計算をしてですね、事業費が 112 万 2,593 円というものになります。

それで、用地代ですが、80 万 4,300 円。これは土地の占用料です、県の。それを合わせて、端数処理を行なって 192 万円ということで金額を定めております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

室長にお尋ねしますけど、このお店の経営は黒字ですか、赤字ですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

経営にかんすることは、あまり、ちょっと、個人の企業ですので、私の方からはなかなかお伝えすることはできません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

以前はですね、内容については細かくは言えないけども、黒字か赤字かということは、以前の課長はちゃんと言ったんですよね。

じゃあ、大体どういう方向に行ってるか教えてください。

（産業推進室長から「休憩構いませんか」との発言あり）

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 11 時 10 分

再 開 11 時 10 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すいません。失礼しました。

それでは、22 年の報告でご説明をさせていただきます。

経営については、22 年度については赤字となっております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

そこにいた方にお聞きしたことと、それから室長に事前にお聞きしたのでは、ちょっと白と黒と、全然違いますね。まあ、黒字と言うたもんなら、何で家賃下げるんやと質問が来るから、赤字ですというあれが来ましたけど。そうですか。

新聞紙上見ても、とても赤字とも、そういうふうな今までのことはなかったですが。前は黒字だったのですが、急に赤字に転落したのか、それはちょっと分かりませんが。まあその答弁に従う以上、私の方は、資料は出してくれませんから。前のときにはですね、黒字でした。いつから赤字になったか知りませんが。

それですね、これが赤字になっていって、どんどん経営が悪くなっていった場合は家賃が払えなくなったらどうなるかというような質問だったので、そのときは黒字ですという答弁が来たんですが、今回は家賃を下げるので赤字ですという答弁で、まあなかなか執行部というのも何とも言えませんが。うそを言ってるわけじゃないでしょうから何とも言えませんが、私が最初に室長に聞いたときにはそのようなお話ではなかったように思います。まあ、そう言っても仕方がありません。

町民から言いますとね、先ほども言いましたけども、ビオスができた経過からして、また今の町民の決して楽ではないという暮らしから見て、家賃を下げるということはですね、なかなか納得がしづらい。そして、赤字と言われましたけども、そんな大きな赤字というふうな経営状態には、外から見てると見えません。どういう状況でなってるのか、それはちょっと分かりませんが。

住民にはもう少し分かるような感じですね、これは町民の財産ですので、その家賃を下げるということは、ほかの施設との整合性が取れないというように私は室長には前に聞いたんですけども、そのへんの整合性というのはちょっと関係ありますか。それとも、もう合併協定の項目と先ほど言われましたけど、これだけで今回の家賃値下げが出てるんですか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほどのですね、経営の利益の関係ですが、21年度については黒字でした。それで、その22年度については赤字になっております。それで、議員が問い合わせに来られたときには、その21年度はというお話で、私はその前はということで話させてもらったと思います。

それでですね、今回の改正というのは、基本的にはもう赤字黒字ということではなくて、先ほど答弁でご説明させていただきましたように、合併協定の項目、それに沿ってですね、もう一定の率で使用料を定めていくというようなことで行っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

特産品加工施設とかですね、まあそのほかどういう施設かよく分かりませんが、そういう施設と併せて家賃の算出方法を統一させていくということですけども。私は、この特産品加工施設とビオスとは違うと思うんですね。違うっていうのは、施設の目的が違ってんじゃないかなと思うんですね。いろんな目的がある中で家賃を一律にするということは、私はいけないんじゃないかなと思うんです。

というのがですね、ビオスの場合は利益を生む施設です。営業をしていく施設です。普通、不動産屋さんで聞かしても、普通の施設と利益を生む施設では家賃算出方法が違うと言っております。で、特産品の加工施設っていうのは、もちろん販売施設も少々置くそうですけども、主にですね生産をする人、また加工とか、それを貯蔵するとか、そういう生産者への、言ったら補助する、まあ助けるということで、ほんとに町の産業振興のために造られている施設じゃないかなと思うんですが。

この特産品加工施設ですね、これは販売を中心にして利益を上げる道の駅のような施設なんですか、室長。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

お答えします。

特産品処理加工施設ですが、ここも将来法人化して、また、ここで経営を保っていかなくてはならない収益施設です。ただ、その地元の産業といいますか、産業振興に貢献するようにですね、町内の農産物なりを原材料とした商品を加工していくというふうなことではありますが、優先的に。ただ、収益は生んでいかないかな施設ではあります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

じゃあ、もう1点ね、お聞きします。

ビオスのね、維持管理費はどのようになっていますか。数年たちますとこの施設もですね、水回りだとか、壁だとか、屋根だとか、いろいろ建物が傷んでくるわけですよね。私はそういうことも、維持管理費も考えて、今決められてる家賃はまだまだ安いんじゃないかなぐらいに思ってるんですけども。そういう家賃を積み立てておかないと、これは町の財産ですから。その後になったときに町が維持管理費を全部出すのであればですね、そういう積み立てもしておかないかならないと思うんですが。

これはどうなっているでしょう。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

維持管理については、町が貸し主ですので、その町として直さなくてはならない、その大きな部分といえますか、主体となる所は、町が建物についての修繕は行っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

そうですね。これは私たち町民の施設ですので、そういうところで利益を挙げる施設は、やっぱり適切な家賃を取っていただきたい。それが町民の考えだと思います。願いだと思えます。

それですね、これ、前に5年間の指定管理者として指定をしましたが、契約交わしていますが、あと何年残っているのでしょうか。そのときにですね、家賃の変更もあるというような契約書は、ああ、最初に言いましたね、これね。言いましたかね。

何年間契約が残っておりますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

契約期間はですね、25年の3月31日になっております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

では、まだ、あと1年あるわけですね。

普通ですね、契約の途中で家賃を変更する場合、特に、まあ町の施設の場合なんか、これが値上げだったらですね、途中で変更したでしょうか。よほどの理由がない限り、やらないんじゃないかなと思います。

値下げをするということは、業者にとってはそのままうけになります。町民にとってはマイナスです。町はこれでも町民の方を向いた政治をしているのか。それとも、業者の方を向いたが政治をしているのか。私たちはそういう感覚を持っておりますが。

室長に最後に1つだけそれをお聞きます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。室長への質問でございましたけれども、私の方でお答えさせていただきます。

この利用の改定につきましてはですね、私たちは遅きに失したという感覚を持っております。

というのは、先ほど室長が申しましたように、合併協定項目の中でですね、そういった項目があるということでございます。が、これまでですね、それに併せて、これまで佐賀地区にありました一番館、これは使用料を取っておりませんでした。で、今回それも併せてですね、そこが大幅な改修も致しましたので、今回一緒にですね、こういう形で使用料の統一を図らしていただいたというものでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。



6 番（宮地葉子さん）

あと2つ質問を控えていますので、こればかりやられてられないんですけども。

佐賀の一番館の場合はですね、今回、当初予算で補助交付金がついてますよね、351万1,000円。これはもう、ビオスと施設そのものが違うんじゃないかなと思うんですけども、もうこれ時間がないので、今回は、この件についてはこれで終わります。

矢野議員のように、終わりよければしまいよしとなかなかいきませんが、2番目の国保税値上げについて移ります。

2番目の、国保税値上げに反対する立場で質問します。

まず最初に、この担当は矢野課長ですけども、私は矢野課長には教育厚生常任委員会で大変お世話になって、まあ数年たちます。今回、この議会を最後に定年退職されると言われましたので、12月議会で子どもの医療費中学卒業まで無料化と、そういう花道を飾って送り出してあげたいなと思って、まあ12月には質問したんですが、最後にまたこういう真剣勝負をしなければならぬと。課長は大変ちょっと機嫌が悪かったわけですけど、これもまあお互いのお役目ですので、よろしくお願い致します。

一昨年、2010年の6月議会で執行部より10パーセント、3,000万円の国保値上げが提出されました。そのときは、議会は、町民の暮らしは大変だということで、値上げを否決しております。選挙を1年後に控えておりました、そのときは。

2011年4月、議員定数を前回選挙20名から16名に減らした中での選挙がありまして、6月に新しい議員メンバーで初めての定例議会でした。今年度の6月議会のことですけども。そこで、国保は残念ながら賛成多数で可決されております。1年前にはノーサインを出した議会でしたが、今度は賛成多数で認めたのです。この間の1年間で町民の暮らしが良くなったのかと、そういう点は到底思えませんし、ますます厳しい暮らしをしている中での国保値上げの可決です。私は、町民の声を議会に反映させ続けていくこと、執行部とのせめぎ合いの中で、町民の切実な声を届け切ることの難しさを、そのとき痛感しました。

余談ですが、亡くなられました村越前議員からですね、怒りの電話が届いたことを覚えております。

今年度6月議会で19パーセントの値上げがされたばかりですが、また今回の3月議会で簡単に値上げ案が提出された。私は簡単にと言いましたが、そのことに驚いております。執行部は決してなれ合い議会ではないことを知っていると思いますが、前回は値上げ案提出にもっと丁寧で、ぴりぴりしていて、気配りも随所にあったように思います。今回は議会の賛同を得ることに自信を持っているようにも、私には見えます。でも、町民の暮らしに直結し、町民の付託を受けて議会に出てきている私たちですから、議会は良識として、簡単に値上げを認めるわけにはまいりません。

昨年6月に値上げになって、町民の方からさまざまな声が届きました。ほかの議員さんたちにも町民の声が届いているとは思いますが、ある町民の方は私に、60を過ぎて、夫婦で病院の世話になっている。生活費は切り詰めるが、薬は飲み続けられない。薬はもちろんジェネリックにしちよるけど、自分の薬は高いので、病院へ1回行ったらもう万金が出ると嘆いておりました。また、ほかの方は、年とともに血圧の薬を飲まないかんようになった。薬をやめることはできないが、毎月病院にかかることが大変になっている。これで再度国保が上がったら、薬代は何を削って削ろうかと身につまされる話でした。

国保税だけではなく、介護保険も後期高齢者医療保険も上がる。そういうことを聞きますと、これから先の私たちの老後は暗い先行きしか見えてきません。将来への不安は年金暮らしの町民だけではなくあります。子育て中の方からは、だんなさんに仕事がないなった。自分はパートやけど、子どもは高校へ行かしたい。これから教育費が掛かることを考えると、その上にまた国保が上がれば生活していけると、切実な訴えもありまし

た。この場では一部の町民の方の声しか届けられませんけども、似たような声はほかの議員さんにも届いていると思います。

今、国保が高くて払えなくて資格証を交付されてる世帯が、町内で1月現在60世帯、短期証交付世帯が48世帯あります。全国では資格証明者が100万人にもなっております。まさに国民皆保険、最後のセーフティネットが崩れかっている危機的状況だと思います。国保が高いと、払えなくて滞納者が増える。滞納者が増えれば、財政が悪化する。悪化したら、また値上げする。そういう悪循環が続きます。そのため、全国でもあちこちで値下げの運動が起こっております。

まず、課長にお尋ねします。以前のときもお尋ねしましたが、国保加入者は一次産業従事者と自営業の方のほか、どのような方が加入しておりますか。どのようなところで構成されておりますか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

宮地議員の、国保税の改正についてのご質問にお答え致します。

本町の国保加入者は、平成24年1月現在で2,639世帯、被保険者の数が4,621人、人口比では36.3パーセントの方が国保加入となっております。国保会計の23年度の状況では、被保険者はやや減少しておりますが、医療費の増加が続いておりまして、大変厳しい財政運営となっております。

これまでも説明したようにですね、平成20年度以降すべて赤字決算となっております、これまでの基金充当で来ております。本年度も財政調整基金をすべて繰り入れすることとしております。が、医療費の増加が続いておりまして、このままで推移すればですね、本年度も約4,200万余りの赤字となることが予想されております。

国保の特別会計でございますが。基本的には国保税の決定については、医療費の公費に係る特定財源を差し引いた額から被保険者の負担として決定されるものになっておりまして、今後の医療費の動向や現状の税率で試算しますと、平成24年度以降も多額の赤字となることが想定されております。こうした状況下において、制度を維持する上ではどうしても税率改正をしていかなければならないと考えております。

町としてもですね、医療費の削減、適正化については継続した取り組みが必要と考えておりまして、保健事業、また健康受診率の向上、後発医薬品の普及など、医療費の削減につなげていくよう努めていきたいと考えております。

平成24年度においては、保健衛生部局と連携して受診勧奨の活動をさらに進めていきたいと、そのように考えております。

資格証の件でございますけど。これは一定、その納税の公平性を保つ上では重要な措置でありまして、納税相談によって分割納入等の約束を取り付けて受診を行っております。

（宮地議員から「国保の加入者について」との発言あり）

すいません。

国保の加入者ですが、一次産業従事者、また無職の方が多くの加入となっております。その比率についてはちょっと承知しておりませんが、多くの方は無職になっております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長も答弁用意しているものですからね、その答弁どおり読んでいただきました。

私が最初聞いたのは、国保加入者は一次産業従事者と自営業の方のほかに、どのような方が加入してありますかということだったので、まあ最後に答弁はいただきました。

国保加入者というのは、ほんとに一次産業従事者、自営業の方のほかにですね、これが大事なんですけども、退職した人、失業した人、病気の人、無収入の人、健保などに入れない、その他すべての人たちをすくい上げる、そういう保険が国保なんです。低所得者層が多く、税収入が少ない。その上に、サラリーマンなどと違いまして、事業主からの負担がない。そういう基盤の弱いのが国保です。

少し時間がないので、はしょっていきますけども。

全国的にもですね、国保加入者の所得は減っております。20年前は、国保加入者の平均所得は240万円だったのが、2009年度には158万円にまで落ち込んでおります。自営業者や農家の経営難とともに、低賃金の非正規労働者や、先ほど言いました失業者、年金者。そういう無職者が国保加入者の7割以上、今。課長は分からないと言いましたけど、7割以上がこういうところにありますので、加入者の所得低下が進んでいるというのが実態です。

それでは、黒潮町の国保加入者の世帯の実態はどうかということで、今回は資料が出てないということでしたが、前回頂いた資料でほとんど変わらないということでしたので、課長にお聞きしましたら。

これはですね、所得階級別世帯人員別世帯分布表という、医療分と、税務課が作っているもんだと言われました。こういう資料を前回のときには頂きました。その黒潮町の国保加入世帯の年収というか、収入ね、これが載ってるわけですね。これは20年度の資料ですから、総世帯はですね2,831世帯です。そのうち年収204万5,000円以下の世帯、2,484世帯がそうです。いわゆる87.7パーセントが国保加入者の204万5,000円以下の世帯ですよ。その中で、年収103万円以下の世帯が1,858世帯、65.6パーセントになります。これは20年度の資料ですけども、ほとんど変わらないということですから、この割合はあまり変わらないと思いますが、半分以上の世帯が年収103万円以下という資料が出ております。もちろん、低所得者層には7割、5割、2割の減免制度があります。これは社会保障という、国保法第1条にありますから、社会保障の理念で、一定そういう仕組みは組み込まれております。しかし、黒潮町の国保世帯の実態は、国保税の値上げがいかにか厳しいものか、この数字を見ても分かるんじゃないかなど、分かっていたきたい、そう思います。そして、国保はですね、何度も言っておりますけど低所得者が多くて、保険料に事業主の負担もない。それですから、国や公の負担がなかったらもう成り立たない、そういう保険です。

それで、ここで課長にですね値上げの理由をお聞きしようと思ったんですけども、先ほどもう質問前に答えてくれました、課長がですね、いわゆる国保は赤字であるということで、おなじ質問なりますね、今聞いてもね、今回の議会は、割と答弁が質問より先々言ってるというようなところがあるようですけども。

黒潮町に限らずですね、国保財政が厳しい。それはもう全国的なことで、私も認めます。もちろんそうです。黒潮町の国保財政も本当に厳しいです。で、この一番の原因というのは、前にも言いましたけど、1984年、国が国保への負担率を下げたことにあります。これ詳しく説明しようと思いましたが、もう時間が3問目も迫りますからありませんので飛ばしますが、まあ国保が値上がりする最大の原因というのは、今までは医療費の45パーセントを国が負担しておりましたけども、1984年以降は給付費の50パーセントになった。そのことで、もう全国的に国保が値上がりしてるわけです。それと、まあ不景気もあって税収入は減っていると。それが大きな原因です。

それで、今後でもですね、国へ負担率を元に戻すように、1984年当時に戻すように声を挙げ続けなかったら根本解決にはなりません。この件では、以前も町長と、宮地議員と初めて意見が合ったという言われましたけど、意見が一致しておりますので。また町長の方も、議会の方も、声を挙げ続けていきたいと思っておりますし、

町長の方をお願いしたいと思います。

ほんで、それはそれとして、まあ国の方にはそういうふうに言っていく。しかし、目の前の町民の暮らしというのは、それでは改善しません。まあ、医療費の削減についていろいろ取り組みをしているということで、細かく私、書いておりましたけど、もうそこも省きますが。町長はじめ課長、それから担当職員さんが、そういうことで病気予防、それから医療費の削減についていろいろやって下さってることはもう認めますし、私も少しながら、微力ですけども、げんき教室のサポーターやったりですね、婦人会で検診率アップを呼び掛けたり、そういうこともしております。

医療費を抑えるために、今ですら一番早いのが、病気の早期発見、早期治療ということが肝心だと思うんです。でも、こうして国保が上がりますと、食費を切り詰めないかんとか、飲み続けられないかん薬も控えなくてはならない。かえって病気が悪化して、ぎりぎりになって病院に駆け込んでも、簡単に治るような風邪でも、安い治療代で済んだものが大ごとになって、医療費は高額になります。これでは悪循環です。病気になったら誰でも安心して、保険証1枚で病院にかかれる。そして誰でも払える。これが、国保本来の姿だと思います。

黒潮町の国保も先ほど言いましたように、課長の話も聞きましたが、決して運営が楽ではない。それで、ほかの自治体が行っているようにですね、苦しい国保運営を、もう税金を値上げする、もちろんほかもやっています。でも、これだけでですね、住民の負担だけで解決策を求めるんじゃないでなくて、ほかの自治体がですね一般会計から繰り入れをしております。まあ逆に言ったらですね、もう一般会計からの繰り入れなくして、この問題は解決しないんじゃないかと思っております。

それで課長にお尋ねしますけども、今、全国ですら何割程度の自治体が一般会計から国保に繰り入れしているか。繰り入れもご存じでしたら、ちょっと大まかでいいですから、お答えください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

全国の動向としまして、厚生労働省が公表してます法定外の繰り入れですが。全国の集計ですが、総額で3,979億円の多額な財政支援を行っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長、勉強したんじゃないですか。

私ですら、担当職員さんに、全国の繰り入れについて国保新聞を調べていただきました。そしたら、課長に言わんとってよいうて言うちよったがやけど。情報は流れて、いや、流れてきて結構なことで、いいことなんです。

これは2012年の3月1日の、今年の3月1日の国保新聞に出てますけど、今課長が言われましたように、全国ではですね3,979億円。ほとんど4,000億円ですね。それが一般会計の法定外として繰り入れられております。ちょっと読んでみますけど、22年度決算だそうです、これはね。

22年度決算で分かったことは、昨年よりも387億円、10.8パーセント増加して、3,979億円、大幅に増えた。で、33都道府県で繰り入れが増加している。最も繰り入れが多かったのが東京都で1,356億円。最も少ないのは長崎県で1億3,000万円。続いて島根県、佐賀県と下の方ですが、高知県はその下から4番目。繰り入れが非常に少ないんです。そして、繰り入れをしてる全国の自治体はもう7割弱。それが一般会計から法定外として繰り入れてるそうです。これは厚生労働省の発表ですから、間違いはありません。

所得の問題でいきましたが、高知新聞にも載っておりました。先ほどの矢野議員も言っておりましたが、高知県はほんとに所得水準が全国一、低くなりました。ほんとに働く場がない。あっても賃金水準が低い。一次産業でも低所得が続いて、後継者が出ない。こんな実情で、所得の低い人が多い、ほんとに加入者が多い、一番手を差し伸べなくてはならない人たちの最後のとりでが国保なんです。全国の7割近い自治体が一般会計から繰り入れを実施しておりますが、もうこれしか私、方法はないと思うんですけども、町長は一般会計からの繰り入れをどうしてしないんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

23年度分につきましては、少額ではございますけれども法定外をやらせていただきました。その法定外をやるに当たり、法定外の繰り入れの難しさというのはもうこれまで繰り返し答弁させていただいておりますので、ここでは割愛させていただきたいと思っております。

その金額の大小は別にして、その法定外について初めて踏み切ったと。そういった中には、その法定外をやる目的ですね。そちらについて何とかご理解がいただけるのではないかと、そういったことから、健診事業等々の充実のための1,000万の法定外をやらさせていただきました。

なおですね、今回、金額にして2,200万円、率にして6.7パーセントの税率アップをお願いしております。それから、それ以後も、またそれ以前もずっと協議を進めておまして、今年度、23年度の決算をもって、昨年同様の措置が必要であるのかどうかと判断してまいりたいと思っております。それにつきましては、今年は今議会では提案ささせていただきましたけれども、例年まあ6月議会でやらさせていただいてきたように、それで十分間に合うものであると、そのように思っております。決算の動向を見ながら、少し柔軟な対応も必要に迫られていると、そのように認識しております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

国保の実情ね、国保加入者の実情、それから今の実態。それから全国ではどういう方法を探ってるかと言ったら、もう法定外の繰り上げをする以外にない。だから黒潮町でも値上げをしないで、一般会計から繰り入れをしてほしいということをまあ言ったんですけど、それにマッチするような答弁ではなかったと思います。

ご理解が得られる範囲ということですけども、私、質疑のときにも言いましたが、ケーブルテレビでは今回、5,500万円というものが補てんされているわけですね。国保の場合は今回、2,200万円。どれほど苦しい生活をしているかということでは、何回も言いますが一般会計から補てんをして、住民の暮らしを助けてほしい。それが、町長が最初に目指していた政治だった。私はそういうふうに理解してるんですけども、だんだん町長の方向性が少しぶれてきているのかなと、そういうふうに思うんです。

それでですね、もう一度町長には聞きますけども、そのご理解が得られる、得られない。2,200万円、今回値上げになったのは、住民から理解が得られないという意味でしょうか。それだったらですね、どういう理由で、何が理解得られないんでしょうか。

ちょっとお聞かせ願えますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

法定外の繰り入れについてのことでございます。保険加入者以外の方からのご理解をいただくために、という趣旨で答弁をさしていただきました。国保加入者だけではない方の税金を頂いておるわけですから、特定のということのような趣旨の答弁でございます。

それから、少し補足させていただきたいと思います。今回、この2,200万円と6.7パーセント、この協議の結果に至ったところでございますけれども。当然、運営協議会の答申を受けてということでございますが、それまでも、昨年の保険料率のアップから約1年ございました。その間にも協議をさしていただきました。本来でございましたら、今回の値上げ分では財政赤字が払拭（ふっしょく）できると、そういったレベルではございません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、来年度は介護保険料も上がります。それからまた、後期高齢者も同様でございます。併せて、町内でさまざまな使用料等々頂いているわけでございますけれども、水道事業についてももう限界が近づいております。こちらもう、審議会の方では24年、5年度での使用率のアップをというような前段での合意ができているところでございますが、何もかもというわけにはいかないという判断の下で、今回、国保につきましても財政赤字が払拭（ふっしょく）できるレベルからしますと、少し、若干といいますか、大幅に低い金額でお願いをさせていただいているところでございます。

議員ご指摘のとおり、本当に町内雇用の場も少なく、あるいはお勤めに出てもお給料も安いと、そういった状況でございますし、また、これが低位に推移していると、そういった状況も十分認識しているつもりでございます。

そういった中で、先ほどのご理解のお話に戻りますけれども。なかなかこう法定外、多額の金額に踏み込みづらいといったところから、では、それ以外の措置はないのかということでございます。まず、ずっとやっております7割、5割、2割につきましては、大体、国保加入者の66.7パーセント程度の方がご利用いただいている。そちらにつきましては法定内で対応させていただいているところでございます。そしてまた、国保の加入者に限った話ではございませんけれども、来年度から中学生までの医療費の無料化、こちらを提案させていただいているところでございます。

そしてまた、議員からたびたび出ます、高齢者の皆さんへの対策。こちらの方も国保料が上がりますと、生活圧迫は間違いなく起こります。そして、そのぎりぎりのところで生活されている方も多数いらっしゃることも重々認識しているつもりでございます。そのような方につきましては、法定外ではない何らかの措置で対応ができないか、さまざまな福祉施策がそれに該当するわけでございますけれども。そちらにつきましても、24年度の当初予算に幾つか計上させていただいているところでございます。

全体的な観点から、今回このようなお願いになりました。ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

中学生の卒業までね、子どもの医療費を無料化にする。これはほんとに12月議会で言いましたけども、周回遅れではありますけど、ほんとに良かったなあと思ってます。そして、町長がさまざまな施策を取ってくれて。これはこれでほんとにね、私も評価しておりますし、町民にとってもありがたい施策だと思っております。

でも、この国保ですよね。これはほんとに町長も認めてられるように、私たちの生活が苦しい。その中でまた、前回上げて、また上げる。そういうときに、2,200万円の法定外繰入が、まあ理解が得られない。その理由はですね、今聞いてますと、加入者以外の人理解が得られないんじゃないかと、そのように今言いました。これはですね、ケーブルテレビは加入者以外の人やっぱり、加入者が4割いないわけですよね。大体、国保加入者と、ある程度似た数字です。それでもそこには5,500万円入ってるわけですから、そういう理由は私は

通用しないんじゃないかなと思うんです。

もう1点ですね、国保に加入していない、まあ健保や共済保険に入ってる人ですよ。そういう人たちから理解が得られないと、町長はそのように言いましたけども。この方たちは、まあ町長たちも皆さんも該当しておりますけども、国保加入者と比べて元気で働いておまして、収入も多いわけです。さらに保険料っていうのは、事業主からの負担があって、安い、恵まれた方たちですね。その人たちと同列に扱って、それが不平等だという理屈でしたら、私は社会保障の制度そのものが不平等になると思います。社会保障っていうのは、そういう、社会的に保障されなきゃならない、そういう制度ですよ。恵まれない所に手を差し伸べていくという制度です。それを一律に扱っていくんじゃあいけないと思うんです。

時間がないですが、先ほどですね、加入者以外から理解が得られないということと、ケーブルテレビには加入者以外の人税金も入って投入してますよね。この2つではまあ整合性が取れないと思いますから、その点についてちょっとお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先般、総務課長もお答え申し上げましたけれども、情報サービスの方につきましては特別会計で対応しているとはいえ、統計的に普通会計、いわゆる行政サービスの一環としてさしていただいていることとございます。これは、道路を造ったり、橋を造ったり、あるいは学校の耐震化を進めたり、そういったことと同様であると認識しております。

そして他方、国保の方でございますけれども、加入世帯に限られると。そうなりますと、どうしても行政の税、あるいはさまざまな機会の均等、公平性、そういったことを考えますと、非常に踏み込みづらいところではございます。

以上が基本的な認識でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

それではですね、ケーブルテレビのときにですね、ケーブルテレビに税金投入していくのは公共性があるからだ、というような答弁でしたけど、国保には、じゃあ公共性はないんですか。

それをお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

国保制度につきましても同じく公共性は有しておりますけれども、基本的な性格に若干ずれがあると思います。そちらにつきましては、先ほど申し上げた性格の相違でございます。

それから、この法定外でございますけれども。どのレベルまで許されて、どのレベルまででは明らかに駄目かと、そういったどちらかという感覚的な基準も持ち合わせておりません。まあ、とにかく法定外につきましては、その名のとおり法定外ということとございますから、踏み込みについて明確な基準がないというのは当然であろうかと思っております。

特に、ここ数年の国保の悪化。これにつきましては、国の方につきましても少し特例を認めていただくべきであると強く思っております。大きな国保のアップの要因につきまして、3点ほど述べさせていただきました。

1 点目の、合併後の下方統一は仕方ないにしてもですね、前期高齢の交付金の過払いによる収支計画の甘さであるとかというのも、国におきましても少しは責任があろうかと思っております。そしてまた、議員からご指摘のとおり、その84年のときの負担率の変更。それからまたもう1つは、こちらはまあすべて国に押し付けるわけではございませんけれども、本年度、医療費が想像以上に伸びております。決算を取りますと、恐らく1億以上の伸びになろうかと思っております。そうなりますと、まあ既に既存の制度では、法定外を含めさまざまなオプションについて地方自治体にも選択の権利がある、あるいは、それをやらなくても十分国保運営ができていくと、そういった制度に改正していかなければならないと思っております。

昨年度も、厚生省の方にもお伺いを致しまして、発言はさせていただく機会はございませんでしたけれども、要望活動を行いました。本年度につきましては、もう単独でもお伺いをさせていただいて、さまざまなチャンネルでご意見を申し上げたいと思っております。

また、議員の方もご熱心に、負担比率の割合の変更につきましてたびたびご提言をいただいておりますので、またご指導賜ればと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今、町長が言われましたようにですね、医療費っていうのはほんとに上がっております。そして、これからもどんどん上がっていく。それはもう増え続けていく、避けられないことだと思います。それでも、国保税の収入っていうのは増える、それがまた期待できないんじゃないかなと思います。

最後になりますが、町長にお聞きしますけどね。それではね、また国保が赤字になるんですけども、これ、一般会計からの繰り入れがなかなかなければですね、どんどんこれ、また上げ続けていくんですか。町長の方ではどうですか。

来年度一般会計から入れるとか、そういうあれはないですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

このままの医療費の増の動向でいきますと、議員ご指摘のとおり、累積赤字がどんどん膨れてまいります。しかしながら、それをすべて全額法定外で解消するといった結果には、現在のところ庁舎内では至っておりません。さまざまな取り組みをやっていく必要があるかと思っておりますけれども、時間がかかるものもございませう。そういったこともご理解いただきたいと思っております。

（宮地議員から何事か発言あり）

国保税でございますけれども、国保料を上げ続けるのか、あるいは維持するのかという判断基準でございます。財政的に苦しくなると、まあ下げるという選択は当然ないわけでございますけれども、上げ続けられる限界があろうかと思っております。これまでさまざまな課長、あるいは担当者が答弁させていただいておりますけれども、今回の2,200万円、6.7パーセントのアップをお認めいただいても、なお2年前の県下平均よりもまだ低いと、そういった状況でございます。県下平均と比べてどうなのかと言われるとそれまででございますけれども、ほかに比較指数を持っておりませんので、いずれにしても、近隣市町村、あるいは県下の市町村と比較することも必要であらうかと思っております。

しかしながら、これが本当に全国上位のレベルにあるような、そういった段階にあってなお、それでも国保運営について加入者の皆さんの負担だけで解消していくのかと、そういった選択肢にはならないと思っております。



ます。しかしながら、そのためにはどうしても制度改正が必要でございます。また、町の医療費抑制のためのさまざまな取り組みにつきましても強化をしていく必要があるかと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

終わろうと思ってましたけど、ちょっと。

町長の言う制度改正というのはちょっと気になりますけど、広域化の問題じゃないかなと思って気になりますが、まあ今日は時間がないので置きますけど。

もう1つですね、その県下平均より低いと、うちはね。そういうことは、私はですね、低ければそれはね、黒潮町の利点だと思います。売りだと思いますね。国保が黒潮町は安いんだということではね、黒潮町のほんといいい点で、それはもう守り続けたら一番いいと思います。ぜひですね、町民はほんとに苦しい生活しておりますので、国保税が赤字になればなるほど、もう住民に全部それが負担になるというのではなくて、再度いろんな取り組みも考えながら町長の方にもですね、一般会計からの繰り入れということを執行部の方全体で考えていただきたいと思います。

時間がないので、国保についてはこれで終わります。いいです。

議長（山本久夫君）

一般質問の途中ですけど、この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 00分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

午前中に引き続きまして、3問目に入ります。

午前中はほんとに国保会計ではね、法定外繰入を、一般会計繰入を7割の自治体がやってるものですから、いろんな理由をつけないで、ぜひ来年度値上げするんじゃないで、こういう方向を取っていただきたいと思えます。

では、3問目に入ります。

同和問題にかんする行事について。

今回は12月議会に引き続きまして、泊まり合いと、新たに解放子ども会の中止を求める立場から質問します。分かりやすいように、1と2というふうに番号を振って書いてありますけども、おんなじような内容が交差しますので、両方一緒の質問として出てきますのでご了承をお願いします。

泊まり合いは、今まで何度も繰り返しておりますけども、もう県下でどこもやってない、黒潮町だけが延々と続けている行事です。今年で39回目で、今までは女性泊まり合いでしたけども、ついに女性を外して、男性の参加まで促す、そういう取り組みになっております。内容は、1泊4食、送迎付き。その上に、町のほかの行事にはないんですけどもアルコールまで付けて、至れり尽くせりの事業です。もちろん、全員無料です。掛かった費用は、今年度は65万6,910円だと聞いております。今年の参加者は、男性の参加も可能にしましたけども54人。そのうち、一般町民は7人、地区内住民が3人、教職員7人、役場職員15人、スタッフが18人と、

約6割がスタッフと役場職員で占められている事業です。

住民課長にお伺いします。住民参加がこのような状況ですよね。数年前に私が質問を始めたころから、もう一般の住民参加は少なかったんですけども、十数年以上前からですねこのような状況だということは、だいぶ前の住民課長から私は話を伺っておりますが、間違いはないでしょうか。また、以前からこの事業はもうアルコールが付いていたんでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、宮地葉子議員のご質問にお答えを致します。

この質問につきましては、私の資料によりますと、18年くらいからですね出されておるんじゃないかなと思っております。その中で、やはり先ほど言われましたように、参加人数がですね、教職員、町職員で占められているようなご質問も受けておることは重々承知しております。

参加人数ですけども。確かに言われるとおりですね、時期的にいろんな行事が重なる関係もあるろうかと思っておりますけれども、少ない年もあることはご意見のとおりでございます。

アルコールの件でございますけれども。先の答弁でもお答えしましたけれども、ただということではございません。まず、事務的に申しますと、事務の合理化を図るためにですね、職員の。資金前途でお金を頂いてですね、先に払わさしていただいて、精算をさしていただいて、お金が余ればですね、各参加者にですね返していくという事務処理をさせていただいております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私は、課長が住民課長になる以前からのことをちょっとお聞きしたかったんですが、まあ自分が担当課長になる前は分からないということでしょうかね。私は以前からのことをお聞きしたら、もうだいぶ前からそうだよというのは、私が議員になる前からそうだよということは、私が議員になったときの課長はそういうようなお話をしておりました。

それから、以前参加した人に聞きますと、前は宿泊施設と交流する所が違ってたので、まあどんちゃん騒ぎしてたというような話も聞いておりますけども、時間がないのでこれは置きます。

教育長にお尋ねします。

次に、泊まり合いに教員の参加が毎年あります。で、退職された先生方からは、まあ周り順が来たから行ってくれと言われたとかですね、まあ自分は何とか口実を作って断ったけど、参加した人が進んで参加したとは思えないというような話も聞いておりますが。以前から、職員や教員は業務出張扱いで、日当2,000円と宿泊手当9,000円、振替休日が取れるとの答弁をいただいております。

教育長に確認しますけど、教員の参加は業務としての参加で間違いはないですか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは宮地議員のですね、泊まり合いにかんするご質問にお答えを致します。

教職員の参加ということでございますけれども。人権教育の重要性につきましては、宮地議員もその必要性

につきましては異論は持たれていないというふうに、自分は思っているところでございます。

現在ですね、小中学校における人権教育としましては、同和問題をはじめとしまして7つの身近な人権課題を中心に行っております。子どもたちですね発達段階を考えて、学年別年間指導計画を作成をしてですね、各教科、あるいは道徳、特別活動などで行っております。

当然のことながらですね、こうした人権教育を推進をする立場にある教職員につきましては、豊かな人間性ですね。それから、幅広い教養。それから、児童生徒を直接指導するためのですね実践力と併せて、保護者や地域とですね連携が取れるといった資質、能力が必要になってきます。それらの基礎になるのがですね、人権問題に対する人権意識の高さということになるというふうに思っております。

人権や人権課題についてですね学ぶということにつきましては、まあ具体的な事例を通してですね、当然、学習をするわけです。人の痛みやですね、思いにも共感をするということにもなります。そういったことから考えるとですね、この泊まり合い研修会についてはですね、当然、教職員として、そうした人権意識を高めるということから考えるとですね、重要な研修会というふうに考えております。参加することについてはですね特に問題はないと思いますし、これまでも参加をしてきたところです。

参加の体制についてはですね、議員が申されたようなことで振替休日という形で対応をしております。基本的にはもう業務ということで参加をしていただいております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

基本的に業務であるということで、教育長から答弁をいただきました。

次の質問、教育長は私は多分子測してるんじゃないかなと思うんですけども、ここにですね、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例というのがあります、その第6条ですが、カッコの所は省きますけども。その第6条に、教育職員については、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。2番目にですね、教育職員に対し時間外勤務を命じる場合は、次の各号のいずれの業務に従事する場合で、臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。まあ原則として、時間外勤務をしてはいけないと。時間外勤務を命じる場合には4項目しか該当しませんよと、それ以上認めてははけませんというのが、ここに県の条例があるんですが、その4項目のうち、1つは生徒の実習に関する業務。まあこれは農業高校とか工業高校とか、いろいろ実習がありますけども、そういう業務。2番目、学校行事に関する業務。多分、修学旅行だ運動会だという行事だと思うんですが、これは時間外になりますよね。3点目、教職員会議に関する業務。職員会議ですね。4点目、非常災害等やむを得ない場合に必要な業務。これは説明要らないと思いますが。この4点以外は原則として時間外勤務を認めてはいけないと、こういう条例がありますが。

この泊まり合いに業務として参加してる教職員ですね、この4項目のうち、どれに当たりますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

県条例との関係でございますけれども。教職員の服務につきましては、地方公務員法30条にですね、すべての教職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務をし、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれ

に専念しなければならないというふうにされております。

県費負担の教職員、いわゆる公立小中学校の先生方ですけれども、任命権はですね県の教育委員会にあります。ただ、勤務監督権はですね、市町村の教育委員会ということになります。このことはですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条にですね、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に従わなければならないと明記をされております。

さらにですね、昭和31年の6月30日の文部次官通達によりますと、市町村立学校に勤務する教職員で、その給与が都道府県によって負担をされ、その任命権が都道府県の教育委員会に属する県費負担教職員も、その処理し遂行する事務が市町村の事務であり、その身分はその者の勤務する学校を設置する市町村の職員であるというふうに明記をされています。

従いまして、先生方がですね勤務時間外に泊まり合い研修会、それに参加をするということですね、町の職員である以上、教育長の指示によることができるということになっておりますので、何の問題はないというふうに理解をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

この4項目、どれに該当しますかって私聞いたんですけども、この4項目には、じゃあ該当しないわけですね。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほど申しましたように、上位法がそういう解釈となっております。

従いまして、県条例ではそういう定めがあってもですね、当然、上位法の解釈で運用がされるというふうに判断をしております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

なるほどね。教育長がそういう答弁で来る。

じゃあ次にですね、解放子ども会についてお尋ねします。

解放子ども会は、浜松解放子ども会、横浜解放子ども会の2つがあります。浜の宮部落にも子ども会はありますし、ほかの部落にもあると思いますが、この解放子ども会はそれぞれの地域にある子ども会とは少し違うと思います。

解放子ども会は何の目的でつくられて、何をやる会ですか。

簡単に結構ですので、答弁をお願いします。どなたか分かりません。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

議員の、解放子ども会と、他の子ども会との違いということでもよろしいんでしょうかね。

（宮地議員から「この会のね」との発言あり）

目的ということでよろしい。

(宮地議員から「ええ。もう1回言いましょうか。会の目的、何をするかという会かということ」との発言あり)

はい、分かりました。すいません。

まず、解放子ども会の目的でございますが。子どもたちの仲間づくりを基本に、差別やいじめに負けない強い心と、誰に対しても思いやりの心を持つことにより、差別を見抜き、差別に怒りを持ち、差別に立ち向かえる子どもたちを成長させることが重要であり、それにはこの子ども会活動を通じて、将来あらゆる人権問題について自らの手で差別のない社会をつくり出していく子どもを育てていく必要があります。そのため、保護者、地域等が一体となり、その育成をすることを目的としております。

以上でございます。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

今、子ども会について伺いましたが、教育長にまた伺います。

解放子ども会の目標、今教えていただきましたけども、最初に1番のところにですね、部落も差別に対しての憤りを持ち、解放のために進んで行動のできる子どもにというのがあります。

解放子ども会の子もってというのはどういう位置付けでしょうか。ほかの子どもたちと違うと言うなら、どういう違いがあるんでしょうか。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

解放子ども会に参加をします子どもですけれども。例えば、町内に2つの子ども会がございます。浜松解放子ども会と横浜解放子ども会でございますけれども。それ以外でもまあ参加を希望する子どもですね、当然参加をしております。特に、参加をする子どもを規定をしているわけではございません。

以上です。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

ここにはですね、活動目的が、先ほど言いましたけども、部落差別に対しての憤りを持ち、解放のために進んで行動のできる子どもという点では、目的そのものがちょっと普通の子ども会と私は違うと思ってお聞きしたんですが。

では、教育長が言うのは、浜松解放子ども会も横浜解放子ども会も、特別、子どもたちに線引きはしてないということですね。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

子どもに線引きをするというよりもですね、その学習する内容。内容がですね、まあ人権問題を学習するわけでございます。

基本的にはですね、子ども会もまあ学習、基本的な通常の学習、あるいは野外活動等を行っているわけです。

けれども、人権問題を勉強する中で、当然、部落問題の位置付けというのは重要になってきますので、学習する内容についてはですね、そういった形になってこようかと思います。

特定した内容というか、そういうことで決めて学習をするということではございません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。ちょっと、今までのあれとは違いますが。

それではですね、解放子ども会の活動時間というのがここにあります、小学生低学年は毎週火曜日午後 3 時半から 4 時半まで、小学生の中高学年は毎週金曜日午後 4 時半から 5 時半まで、中学生は毎週火曜日午後 7 時から 8 時までと。

ここにも教員の参加はあるんでしょうか。教員の参加は、勤務としての参加でしょうか。どういう位置付けで教員が参加しているか。

で、ここではですね、子どもたちに勉強を教えているのでしょうか。

もう 1 点、報酬は支払われているのでしょうか。

その点をお聞きします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

教職員の参加は、当然でございます。基本的にですね、先生方に年度当初にですね、こういう子ども会の活動についてですね理解をいただいて、まあ輪番体制というか、そういう形で参加をしております。

当然、時間外の勤務になりますけれども、これについては校外活動という位置付けで取り組んでおります。

時間外という考えではございませんけれども、ただ、講師、あるいは指導者として参加をするわけでございますので、当然それに見合う報酬としてですね、NPO の方から出していただいております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これも校外活動と教育長は言われましたけども、報酬も支払ってると。

これも県の、私は時間外勤務。原則として時間外勤務を命じないものとするという、4 項目が先ほどありましたが、この 4 項目の時間外勤務としてどれに当たりますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

先ほどお答えをしましたようにですね、当然、任命権以外にですね、職務上の命令権は市町村の教育長にあるということでございます。教育長の方ですね、こういう子ども会活動が必要であるというふうに認めればですね、先生方には参加をしていただくということになっております。

従いまして、県条例の項目に該当しなくてもですね、先ほど説明をしましたとおり指示ができるということになっておりますので、町が必要と認めて活動を続けてもらっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ先ほどの泊まり合いの参加もそうですし、解放子ども会に派遣してる、派遣といいますか、してる先生方の時間外勤務も県の条例には反してるわけですね。ただ、上位法によってというふうに言いましたので、県の条例に反してはいるんですね。4 項目には該当しないんですよ。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

該当はしませんけれども、反しているという考え方には立っておりません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

なかなか執行部もこういう答弁が来るものかと驚きましたけども。

県の教育委員会はですね、こういう条例がありますので、条例を守ると、順守するという立場に立っているようです。それで、研修なんかがありましても、県の教育委員会が主催する教員の宿泊研修でもですね、勤務時間外の日程を入れることはないそうです。ところが、泊まり合いの場合にはですね、6 時半から懇親会があるとか、それから翌日には班別会で、前回、夜話し合ったことを、またそこが話題になるとかって、泊まり合ったことで、時間外でやったことが会の目的として位置付けられておりますので、私は、これは県の条例に反してると思います。ただ、教育長は自分の権限でできるということですので、県の教育委員会はそれをしないけども、黒潮町の教育委員会では解放子ども会に派遣する教員でも、それから泊まり合いに参加させる教員でも、県の条例に違反するとかしないとかじゃないと、そういう答弁ですので、これをそれ以上追及しても、また意見がかみ合いません。

それではですね、副町長にお伺いします。

2003 年に同和にかんする法律が終了していることは、まあもちろんご存じだと思います。時の政府はですね、法が終了した時点で、法的にも同和問題は終了したんだと、旧同和地域を特別扱いしてはいけないという通達があったと思うんですが、黒潮町では依然として住民を地区内、地区外と区別して、その根拠は 12 月議会で、属地属人主義で分けているとの答弁でした。

町の執行部は、今後もこの属地属人主義を生かして。生かしてというのはですね、表立って使わなくてもという意味ですが、今後もこの扱いで泊まり合いを続けていくんでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

今、議員が指摘のとおりですね、泊まり合い研修のとらえ方としては、そういうとらえ方をしていきます。

（宮地議員から「今後も続けていきますか」との発言あり）

はい、続けていきます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

部落問題を特別視してはいけないということで国のもう法律が終わってるわけですが、黒潮町では依然として、まあそれが続いていると。そして、まあ地区内、地区外の人を属地属人主義で分けてですね、言ったら、生まれた地域、または誰の子どもか、血筋までですね問題にして、そういう事業が進められていく。今、副町長に再度確認しましたら、続けていくということでした。

部落差別で言いますとね、もう差別意識があったとしても、周りが同調しない。受け入れない。つまり、周りが問題視としない。こうなったら基本的に解決してるのではないのでしょうか。今は時代とともに、その方向に向かっています。住居も、ご存じのように混住が進んでおりますし、結婚も本人同士の意思を尊重するようになって、若い人たちほど旧同和地区という意識は薄れております。差別があったとしても問題にしない方向に進んでいます。

そういう方向から考えましたら、解放子ども会と、そういうものをする事自体も私はおかしいと思いますが、またこの次にその解放子ども会については回しますけども。

時間がありませんから、再度、副町長にお伺いしますけども。

行政はですね、こういう差別を続けてるということでは、差別を続けてるというのはですね、地区内、地区外というふうに住民を分けて、区別して続けてるわけですから。そういうことを続けてるわけですけども、住民の意識からどんどんかけ離れていってると思うんです。その代表的なものがですね、12月議会でも言いましたけども、大方町部落完全解放宣言という額ですよ。これは昭和50年の1月28日の日付が入っているものですけども。この、私が知る限り、こんなもの掲げてる自治体はないと思うんですけどね、どうですか。

副町長、これもずうっとこれからも掛け続けます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この件につきましてはですね、まあ12月議会ですら検討するというようなご答弁をさせていただきましたんで、庁内会議でもですね検討させていただきました。

この解放宣言につきましてはですね、特に、あれから外すということにはならないということですね、今後もあの形でですね続けていきたいというふうに考えております。今後、完全にですね部落解放されたということがですね、みんなで確認できればですね、それは当然、今後、外していかないかと思えますけれども、現状ではこのままで、現状維持でいきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

なかなかね、いい答弁というものは出てきませんけども。

副町長ね、完全開放というのをね、大変基準があいまいですよ。完全が、どこまでいうのか、人それぞれの主観によって違います。いつになったら完全か、どんな状態、事態になったら完全か。そういうですね、あいまいなもの。しかも、大方町と書かれた古いものね。そして、こういうものが掲げられているということ自体が、私はもう時代錯誤でおかしいと思うんですが、まあ続けていくと、掲げ続けると。なかなか大したものです。

それではですね、副町長は差別がある間とは言いましたけど、先ほど、部落差別というのは、ほんとに周り



が同調しなくて受け入れないと。そういうことになったら差別は解消してると思うんです。もう時間がないので、ちょっと差別について質問したかったんですけども。

今、住民の常識っていうのは、もう差別を堂々と受け入れたり、差別に同調する人っていうのはいなくなっています。ですから、今、行政が目指すものっていうのは、差別を受け入れないこと。人の交流とか言ってですね、地区内、地区外の人と云々の交流と言って同和地区を限定したようなね、泊まり合いの行事。これは本当やめなきゃいけない。解放子ども会もやめなきゃいけない。

今、行政がやらなきゃならないことは、住民の間の垣根を取り除く。行政は逆にですね、住民に垣根をつけて、壁をつくるようなことを、そういう行事、それが泊まり合いだと思うんです。解放子ども会もおんなじです。特別扱いをしてる。私から言わせたら、県の条例違反をして、無視してやっている。

これ町長ね、ほんとに今の時代から言ったらおかしいと思うんですが、町長の若い感覚で言いますと、やっぱりこの泊まり合い、続けていきます。その理由は何です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでの答弁と繰り返になりますけれども、まず基本認識は、差別はなくなっていないというのが認識でございます。そして、目の前に差別という大きな課題がある。特に、7つの身近な人権課題の中でも、同和問題は最たるものであるという認識の下に取り組んでおります。そちらの方が解消という段階にないという認識を持って、さまざまな活動を行っているわけでございます。その中の、泊まり合いは一環であると、そういう認識でございます。

現段階において、部落は完全に解放されたと言える段階にないというのが基本認識で、それに伴う活動をしてまいるといってございます。

（宮地議員から「もう1つ、1分あります」との発言あり）

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

県の教育委員会ですけどね、このように言ってます。これは、高知県人権共闘会議が質問をしたことでもあります。

現在は、人の特定や地域を線引きするといったとらえ方していませんと。こういうとらえ方で、私は教育長に学校教育を進めていただきたいですし、町としても、そういうとらえ方で住民を線引きしたりですね、線引きという、まあ地区内、地区外と分けて、そういう、いつまでも差別があるんだということやらないで。

差別っていうのは先ほど言いましたけども、もう周りが同調しなくなることが差別ですから、いつまでもこの差別っていうのはね、完全に解放っていうことはありませんので、私はぜひそういう方向で進んでほしいと思いますが、もう答弁はおんなじだと思いますので、これで終わります。

（住民課長から何事か発言あり）

（宮地議員から「補足説明、もう要らんで。おんなじ」との発言あり）

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

次の質問者、西村將伸君。

3番（西村將伸君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

1点目の質問事項は、24年度当初予算の編成についてでございます。

この定例議会の冒頭に副町長から行政報告を受け、また、町長からは施政方針をお聞きしたところですが、町長就任から実質2度目の予算編成でございます。まあ継続事業に組まれる予算とか、自主財源の乏しさ、16.6パーセントでというしかなくてですね、現実問題として、地方自治の大半は国や県に財源依存するしかないわけですが。

こうした中で、大西町長が公約に掲げたこだわりの予算といたしますか、積極的に盛り込まれた項目は何であったか、まず最初にお聞きを致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、通告書に基づきまして、当初予算編成についてのご質問にお答え致します。

当初予算編成につきましては、さまざまな機会で施政方針、あるいは提案理由の説明等々の中でも、少し事業名等々盛り込みましてご説明させていただいたところがございます。その中で触れられなかった部分、あるいはそうでなかった部分につきまして、少しだけ触れさせていただきたいと思っております。

公約に掲げた施策を積極的に盛り込んだかということでございますけれども、公約に留意しつつ、これまでさまざまな機会にいただいたご意見や、就任以来、課題解決のため進めてまいりました協議の中で具体的にされ、事業化を望まれるものにつきまして計上させていただいた予算もでございます。

特に、強化の必要性を感じております高齢者福祉につきましては、単純にあったかふれあいセンターの増設ということではございません。地域福祉計画策定段階でしっかりと整理できた課題の解決に向け、理念と合理性をもって手法が特定できたと考えております。

また、これも就任以来ずっと言い続けてきたことでございますけれども、一定経済効果が見込め、また、なおかつ文化的側面もある。特に佐賀地域のカツオ船の入港促進施策でございます。具体的に予算化させていただきました。この予算は、昨年の予算編成の段階で、協議に入りながら受け入れ体制が十分でないことから時期尚早と判断し、見送ったものでございます。以来、市場の受け入れ体制について、冷蔵庫設置による水揚げ調整やリスタンクによる荷受け等、漁協と協議を繰り返し、準備を整え、今回予算化させていただきました。

しかしながら、見送らざるを得なかった予算もございます。全員協議会でもご説明申し上げましたが、水路水質調査のためのボーリング調査結果により、農業公社設立を見送りました。私の決断がもう少し早ければ、事業化、予算化できたと反省をしております。こちらもJAと集中協議をさせていただきました。職員派遣体制を整えていただいておりますJAには、多大なるご迷惑をお掛けすることになりました。

また、通告書でご指摘のとおり、3.11以後初めての当初予算編成ということで、南海地震対策には重点的に予算計上をさせていただきました。今回の予算計上では最も重要視させていただいたものの一つでございます。

ほかにも、国道56号大方改良関連事業や庁舎移転事業、また入野駅前再開発関連予算等、まあ大型事業をはじめ、社会資本整備予算も厚みをもって計上させていただいたところがございます。

補足になりますけれども、予算となりますとどうしても事業に偏った説明になりますが、予算で見えにくいものもあろうかと思っております。24年度は引き続き、住民の皆さまとの対話と、そしてさまざまなネットワークの構築に重点を置きたいと思っております。

簡潔に申し上げます。

昨年度、議会答弁で関係各課との協議を充実させなければならないと答弁申し上げましたけれども、では、

今年度どうであったか。振り返ってみますと、十分であったとは言えないと反省をしております。庁舎内の意思統一のために、もっと内向けにも情報発信をする必要を感じております。

また、施政方針でも申し上げましたように、さまざまな事業を推進していくに当たり、ソーシャルキャピタルの充実も進めてまいりたいと考えております。現在、さまざまな地域、あるいは分野で活動されている個人、団体、ボランティアの皆さまのネットワーク化を図ることは、住みやすい地域づくり、特に福祉施策の推進には欠かせないと認識しております。また、24年度には、国土交通省四国地方整備局ならびに県庁へ職員の交流、派遣を行います。いずれも危機管理、あるいは南海地震対策の部署を希望しており、国、県、町の防災ネットワークの構築ができることとなります。これらによって連携を深め、今後の町の総合的な防災機能の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、一昨年から地区別懇談会という形で地域に入らせていただきましたけれども、24年度は産業界との意見交換会を開催させていただきたいと思っております。これまで各種団体とはさまざまな協議を重ねてまいりましたが、今回はそれぞれの産業従事者の皆さまと踏み込んだ意見を交換させていただきたいと思っております。

なお、24年度の当初予算につきまして個別のご指摘がありましたら、再質問でご指摘いただければと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

反省と、また新たな取り組み等お聞きしまして、私は大変積極的な予算の組み方してるなど思ったんですが。

予算の振り分けをしつつ比較してみると、今年の。県下の類似団体と比べた場合ですね、当初予算の歳出の23.51パーセントを示す普通建設事業。これは、他町村のそれとは8パーセントから約11パーセントの範囲で推移しているわけですけども。数字的に見るとまあ、ここに全体、今町長がおっしゃった福祉問題、また産業、それからいろいろな施策についてですね、こういった所に町長のこだわりがあると、私は理解しているんですけども。

まあ、ただ普通建設事業にしても、高度成長時代、集団就職があったり、またこの田舎では出稼ぎの労働者ということが一時ありまして、若者がどんどんと町から流出した時期がございました。そういったことを解消するにも、公共事業というのは地元雇用の問題も含めて、こういった田舎の町にとっては公共事業が果たす役割というのは大変大きいものがございました。ですから、財源が許す限り、またある一定の公共事業の確保を図る必要は私はあると思っております。

それから、東日本大震災のことに触れましたので、そのことで施政方針の所信についてお聞きを致します。

この3.11の東日本大震災について今触れられましたけれども、行政組織として震災直後から複数回、職員の派遣とか、また支援物資の提供、被災地の復旧、復興に向けて全力で取り組んできたとしておりますが、ちょうど1年前、今日のように定例議会中の出来事でした。閉会后すぐに、町長は黒潮町となじみの深い被災地の気仙沼市に向けて支援物資を持ってですね、トラックに乗り込んでね飛んでいったことが、ほんとに昨日のこのように私は思うわけです。

町長のそのときの姿勢というのは、私だけじゃなくて皆が周知しているところですけども、この1年を経た現在、被災地の復旧、復興の妨げになっている震災のがれき。今後のその復旧から復興に向けての重大な、今問題になっておるわけですけども、その被災地以外の自治体の受け入れがあんまり芳しくなくてですね、広域処置が進んでいないということをよく報道されております。まあ、県外で処置してほしいというのは基本的

に、私、調べてみたら、木質がれきで、放射能の量も極めて少ない、そんなふうになっちょるそうですが。まあ放射能に対する住民の不安もあつたりですね、まあ、ごみ処理というのはただでさえ微妙な問題であるわけですし、各自治体の善意だけで片付かないというのが事実でしょうけれども。

ただ、いつかですね、この議会でも震災特別委員会をつくっていますように、高知県も、また黒潮町が東北地方の皆さんにお世話になる日が来る可能性はあるわけです。そういったことも含めですね、お互いさまの精神といいますかね、がれき処置の問題というのは、その地域社会の共助。その連携の、今、私、真価は、この全国の自治体に問われようときと思うがです。まあ、もちろん政府、国が前面に出て、全国知事会とかですね、全国の市町村会長会とか、この問題をほんとに真摯（しんし）に取り組む必要があると考えるところですけども。

この震災がれきのことの受け入れということにかんしてだけで結構ですが、町長の姿勢をお伺いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

震災がれきの処理の質問につきましては、先般、宮地議員からもご質問をいただきました。そのときも答弁さしていただいておりますが。

まあ非常に、ゼロか100かというお話ではなからうと思っております。広域的に考えても、望ましいのは現地処理が望ましいというのは皆さんご異論がないわけでございますけれども、ただし、その処理能力は欠けているということであろうと思っております。

しかしながら、当町が加盟しておりますクリーンセンターの方はですね、これまで議会でもご説明申し上げてまいりましたように、中間改修の時期に入っております。受け入れキャパ的に受け入れが不可能であると、そういった時期でございます。しかしながら、その時期を過ぎてキャパに空きができたときには検討もする必要もあろうかと思っております。

まあ、しかしながら望むべきは、その中間改修が終わり、キャパが空いたといったような段階までに、被災地のがれきが処理できているといったことが望ましいと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

クリーンセンターのその修理の件等々、私も承知していたところですけども。

昨日でしたか、静岡県島田市市長さんが受け入れるんだと。私、放射能の問題は、コンテナにその木質がれきを乗せた時点、その時点でその調査機で測る。また、高知県に持ち込まれたときに、また測る。それから、焼却した後の灰を住民の誰でもが測って確認できるような体制。そういう体制づくりをすれば、私そんなに厳しい問題かなと思ってるわけですけどね、やり方によればですよ。

ほんで、クリーンセンターにしても、例えば黒潮町、まあ幡多広域になるんでしょうけれども、受け入れるとなれば、そのクリーンセンターの機材そのものもですね、国の方が責任を持ってもっと早めに、2年と言わずにですね、半年ぐらいで直るかもしれんわけですね。まあ、そういったことは微妙な難しいところですので、これ以上は問えませんけれども、ぜひ前向きにこのことも。私、町長が気仙沼へ向いて、終わってすぐ行ったその姿勢とですね、あまりぶれないような形の姿勢貫いてほしいと思っております。発言させていただきました。

それから当初予算、今度、最後の質問になりますけれども。

国保税率の上げに伴う町長の政治姿勢をお伺いしたいのですが。国保運営協議会の答申を受けですね、判断

であることは私は承知しているところですが、今の民主党政府が抱える消費税の増税の取り組みと、まあこれは全然違う問題なんですけど、少し、住民負担を上げる前に、住民側から見ると、逆にあんたらも先にすることありやせんかと。そういった意味では相似形的なところが、感覚が私にありまして。

こういった予算提案をするときに執行部内です、住民に税の負担をお願いする前に、これは国で決めました2年間の特例法案、国家公務員の給与7.8パーセント減というのが報道されたわけですが、国はその地方自治体職員給与まで言及していませんけれども、まあ特別職、議員を含めです、職員給与等削減の方針の意見とかです、議論が執行部であったかなかったか。

また、これから将来的に住民負担は国保税だけでなくですね増税が予想されるわけですが、そういったときのことを町長にお伺いしたいと。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

全体的な人件費につきまして、新たな削減案をとということにはなっておりませんが、昨年のこの議会でもお諮りさせていただきましたように、人勧実施。これにつきましては、額は少ないんです。0.23パーセントということでございますが、これにつきまして実施した市町村というのは県下で2つだけでございます。そういった、人勧に伴うマイナス勧告につきましても積極的に実施をしていると、そういった認識は持っております。

それから、もう1つ。就任した直後の議会です、自身と、それから副町長、教育長の給与削減をさせていただいております。これが、確か6月31日までだったと記憶しております。こちらにつきましても6月議会で十分間に合うと思っておりますので、2年間ということではございまして、またさらに延長させていただきたいと思っております。

しかしながら、厳しいのは国保だけではございませんので、国保で負担を求めると削減させていただくと、そういった趣旨からは若干外れようかと思っておりますけれども、高位な給料を頂いている身分でございますので、住民の皆さまと痛みを分かち合うと、そういった姿勢は相当必要であろうと思っておりますし、今回、国保のお願いをしましたので、なお一層必要になってこようかと、このように考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

町長のことまで私は問いませんでしたが、まあ削減ということで、まだこれから延長していかれると。

私、そういう姿勢というのは本当に大事だろうと思うんです。みんながこの一般質問に入ってもですね、生活が苦しいんだと。まあ、これは皆がそう思うような形の中でしょうけれども。世の中というのは本当に一定に動いてくれりゃあええがですが、なかなか時代がすっかり変わってですね、思惑どおりいかんがが難儀なところですが、

この職員のことです、質問したついでじゃないですけど、次の2点目のですね、町職員の公務外の地域活動についてお伺いします。

これは、給与とか職員の削減など、役場職員に向けられる目は大変厳しいものがありますが、年を追うごとに疲弊していくこの黒潮町にあっても、町役場には年齢構成一つを取っても、若くてですね優秀な人材がたくさんおいでになります。

各地ではですね、全国的にも奉仕の意識の高い地方公務員の間で、住民の期待に応えようと、公務以外で地

域に貢献する動きが広がっていますけれども、その職員の地域活動への支援策を伺っているのですが。

これはご存じでしょうか。地域に飛び出す公務員を応援する首長連合というがあるのですが、そこでお伺いしたいと思います。

ごめんなさい。地域に飛び出す公務員って、これは知っちゃったら知っちゃったで結構です。

今、私があればしたいのは、この活動についての支援策があればあるで、なけりゃないで。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

西村議員の2番目の、町職員の公務外の地域活動についてお答えさせていただきます。

まず、通告書に基づきながら答弁をさせていただきたいと思います。

公務員がですね仕事を離れ、自分の時間を活用し、地域住民として社会活動や地域づくり活動、それからまた自治体、PTA、消防団などの活動に参画することは、地域住民と思いを共有することができますし、現場での気付きなどもあり、仕事の仕方、在り方などを考える良い機会になるのではないかと考えています。

また、住民の目線に立った行政の推進にもつながるのではないかと考えていますし、地域住民の方々とコミュニケーションを図ることによってですね、一番大事な行政との信頼関係がですね構築できるのではないかと考えています。そういう意味からも職員にはですね、自ら積極的に社会活動に参加してほしいし、地域はおれが支えていくんだという気構えでですね取り組んでほしいというふうに思っておるところでございます。

少し前置きが長くなりましたけれども、議員が申しますように全国的にはですね、公務員が公務以外で地域に貢献する動きが着実に広がっているようでございます。その活動としましてはですね、先ほど議員が少し申しましたけれども、全国の国、地方の公務員がですね、所属や役職を問わず参加できる、地域に飛び出す公務員ネットワーク。また、地域に飛び出す、これは公務員を応援する首長連合などが現在発足されているようでございます。

そこで、こうしたですね活動への支援でございますけれども、基本的には、このような活動は職員自らが率先してやるのが非常に大事であるというふうに思います。従いまして、活動に対する対価を得るものではないというふうに思っています。しかしながら、活動するには人に対する対価以外にですね、まあ旅費とか消耗品費などの物的な費用、経費が発生しますので、そういったことへの支援というのは必要かというふうに思います。が、現段階ではですね、どういう支援策ができるかどうか今のところ考えておりませんし、また職員からもですね、支援の要請、要望等は挙がっていないのが現状でございます。

従いまして、少し消極的な考えになりますけれども、要望が出された段階でですね支援策も考えていきたいというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

職員個人が率先して、そういったことに取り組んでもらう。また、今のところ、その支援策についてはまだ要望がないと。ということは、その地域に飛び出す職員がおらんに等しいかなというふうな気になったかも分かりませんが。別にそのことを私、批判するわけでも何でもありません。

ただ、私はその行政管理研究センターの資料をちょっと調べてみましたら、全国400の市町村を対象に調べて、職員667名の回答があります。地方公務員の意識調査というが、これ2つあるのですが。

1つ目に、仕事以外に住民と月に何回接触するかという問いに対して、ほぼ毎日が13.8パーセント、10回以

上が 18.1 パーセント、5 回から 10 回が 21.1 パーセント、1 回から 5 回が 41.8 パーセント、全くないという人が 4.5 パーセント。

2 つ目の質問なのですが、これは、仕事以外での住民との接触は、行政窓口での接触より重要だと思うかと思わないかの問いに対して、そう思うが 27.3 パーセント、どちらかと言えばそう思うが 45.3 パーセント、どちらかといえばそうは思わないという人が 21.7 パーセント、そう思わないが 4.9 パーセント。こういったデータが出てます。

このデータから、そう思わないとか、私がちょっと思いつかないような回答も出ちゃうわけですけども。ただ、住民にほんとに身近なその市町村の職員というのは、ほんとに地域活動が活発であるというデータもはっきりと出てます。ただ、その地域活動に二の足を踏む公務員の方も大変多くてですね、理由として、個人と公務員の立場の切り分けが難しい、仕事が忙しい、家庭を優先したい、といったことが主な理由に挙げられております。それから、上司によって、その NPO 活動で上司の理解が得られず、やむを得なく脱退したといった事例も出ております。

地域の課題はその行政だけでなく、ほんとに公共事業を進める上でも民間と連携してですね、民間の人の理解をもろうて解決するいうのがただ多いわけですし、殊にここ最近、こういうその事例が増える一方なわけですけども。

これは、その地方公務員の実情に詳しい、これは同志社大学の太田肇先生のお話なんですけれども、地域活動で住民の意向をきめ細かに把握すれば公務に役立つ。住民から見た公務員の印象も、随分これから変わってくるだろうと。こういうことを進めてる。そういったあれになってます。

町職員の地域活動というのはほんとにさまざまな形があると思うのですが、その地域の、副町長がさっきおっしゃいましたが消防団、また PTA 活動、それから町内会への参加というのは、まあ一番身近なテーマだろうと思うんですけども。

その公務で仕事をしながらテーマを見つけて、自分のライフワークにしていく。私、公務員の仕事の内容はあんまり詳しくは分らないのですが。例えば、私個人のように利益を挙げてやる自営業の者ですね、ちょっとその生きがいというものは違ってくるかも分らない、なかなかその公務の仕事にライフワークとして自分が一生やりたいと。今年の 3 月には矢野課長もお辞めになりますけれども、辞めた後に、また役場のことをいろいろ応援してねえいうて言うたら、いや、もう疲れましたという返事もあるわけです。ほんで、ひとつのその公務をやる中で、それが自分のライフワークとして一生この黒潮町に役立つような、そんな生きがいもこの中で見つけてほしいわけです。

ほんで、そこでですね、職員がその地域に出ているかどうかというのは、これは職場環境が一番左右すると思うがです。そこで私、町長に聞きたいのは、その鍵を握るがは町長の姿勢やと思うがですね。この地域活動の積極的な首長がボランティアの休暇制度を設けるとか。それから、地域活動の情報提供システムとかです。それから、地域活動にかんしての人事評価制度、そういったもんを設けることもいいだろうと。それから、常に町長自身が訓示や条例で職員に呼び掛けていくと。こんなことが肝心やなかろうかと思うわけですが。

町長、最後に町長にお伺いしますが、この地域への担当職員制度というのも以前ありましたけれども、もっと違う意味のことなんです。ちょっと姿勢を聞きたい。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご提示いただいたアンケートの数字を見て、議員と同様に少し、ちょっとがくぜんとした数字もございました

た。体感的にその数字よりは、うちの職員はもっと地域で活動されていると、そのように基本的には思っております。

それから、職員の地域活動についての評価でございます。職場環境の整備、あるいは、それについての人事評価。人事評価については、これまで検討した経過もございませんけれども、地域活動、与えられた職務に影響が出るような、負の影響が出るような、そういった活動を推奨するわけにはなかなかまいりませんけれども、先ほど議員からご指摘がありましたように、地域のニーズを細かく把握するというのは必ず業務に役立つと思っております。また、そういった活動をしていただいている職員も多数ございます。

今、私がこういう企画を立ててるということは頭の中にございませんけれども、実際に地域で活動している職員に、少し聞き取りもしてみたいと思っております。職場環境の整備につきましては、地域へ出ていく出ていかないは別にして、私どもの仕事であると思っておりますので、また、たびたびご指導いただきながら進めてまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

ぜひ、いろいろな情報を、これは私だけでなく、誰でもが持つてると思うんですけども。

また、この地域に飛び出す公務員を応援する首長連合に、高知県の尾崎知事も首長連合のメンバーですので、ぜひまた意見交換等で取り組んでいただきたいと思います。

それはですね、3 点目の産業振興策について。

昨年、12 月定例会にも同僚議員から、この6 次産業化への取り組みについて質問がありました。通告書には県民所得の現状を書きましたけれども、1979 年度のですね、園芸など一次産業が盛んであったころとは、ほんと今はもう時代がすっかり変わってしまいました。と言えはそれまでですけども。全国的にも、その統計調査から見たときに、農業所得が1990 年の6 兆円から2008 年の3 兆円と、この20 年間で半減しています。過去何十年間も国が手厚いてこ入れをしたにもかかわらず、農業の所得減少に歯止めが掛かっていない。こういうもう数字ですから、これはもう現実問題として厳しいものが出てます。

ただですね、1 つ光があるとしたら、この一次産業にかかわる約100 兆円の食品関連産業というがあるわけですが、国内生産額のうちの90 兆円を、100 兆円のうちですね、二次、三次産業が占めておって、一次産業は10 兆円にとどまっちゃうわけです。ということは、この一次産業の方々が二次、三次産業に加わったとしたら、農家の所得というのは確実に上がる。こういったことが出されておるわけですね。ですから、農家が生産だけでなく加工とか販売など、そのほかの産業に進出すること、これ6 次産業化と言うんでしょうけれども。農業所得の向上を含めた競争力の強化策というのをですね、こういう数字から農水省が取り組もうとしております。

この農業ファンドの、私、ここへ向いて少し書きましたけれども、投資対象の内容というのは、農家が加工や流通業者などパートナー企業と合弁で企業をつくった場合ですね、既にその農産物の加工技術などノウハウを持った販路確保している企業との連携することで、農家が単独で多角化を進めるよりも事業が軌道に乗る可能性が非常に高いわけです。

この今の政府はこの10 月に、その農水省ですけども、13 年度以降も毎年400 億規模の追加出資を想定しておって、これから5 年間で4,000 億規模のファンドを目指すとしております。この内容を調べておたらですね、既にもうその20 を超える地域の金融機関、そのほかですねキッコーマン、アサヒビール、カゴメなどがですね出資を検討しているようです。国の方も従来のような補償金ではなくてですね、民間資金を活用した農



家支援策への転換を図ると、そういうふうな流れになっているそうです。

こういう情報があるとですね、こうしたその時代に、この流れに乗り遅れないように、ほんとに情報をかき集めて事前にですね準備を整えておく必要があるわけですが、これは担当課長がええがでしょうか。誰に聞けばええんでしょうか。

もしあれでしたら、お願いします。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、議員質問の産業振興策についての、まず通告書に基づきまして私の方からお答えさせていただきますけれども、詳細の質問についてはですね、それぞれ担当課でお答えさせていただきます。

今、議員が言われる、この官民ファンドについてはですね、私の勉強不足かもしれませんが情報がないためにですね、少しネットを見てですね勉強させていただきましたけれども。

農林水産省による官民ファンド、農林漁業成長産業化支援機構ということで、10月をめどにですね設立するという件ですけれども。6次産業化によりですね競争力強化を目指すということで、農林漁業者を資金支援する考えでですね、機構には当初ですね、議員言われる額とはちょっとネットで調べた額は違いますけれども、国と食品産業などの民間が拠出してですね、将来的にはファンド規模をですね、議員言われる4,000億円程度に拡大したい考えとされています。

農水省は農業強化策としてですね、一次産業である農林漁業の従事者がですね、加工、また流通販売にも乗り出すことでですね、議員言われるように、収益を増やす6次化に向けてですね、農家などが加工や流通のノウハウを持つ企業とですね、共同出資会社を設立する場合を出資の条件としまして支援をしたいという考えを持っているということですが。このことにつきましてはですね、まだ私もはですね、国や県からも具体的な説明等の話も聞いておりませんし、これからですね、その動きによってですね、関係課と協議しながら取り組みを考えたいというふうに考えます。

通告書にありますので、連携の話。

（議場から何事か発言あり）

いいですか。

産業振興策にはですね、担当課を越えた議論や意見の集約が最も効果的であり、関係する各課の連携は常に図られていると思うが、成果事例を問うということについてはですね、

農業振興課とですね産業推進室との連携としてですね、サトウキビの試験栽培の収穫作業やですね、七立栗の切り花以外の販売などで少し話し合いをしましたけれども、そういうことしかできておらずですね、具体的な成果を挙げたとは言えませんが、海洋森林課とですね産業推進室との連携につきましてはですね、昨年の戻りガツオ祭がありまして、この取り組みについてはですね、5月の実行委員会の立ち上げのときよりですね、産業推進室とともに、委員および事務局として参加しまして、地域の実行委員とともに企画を練った取り組みでありまして、一定、まあ成果があったと言えるのではないかと考えています。

各課の連携や各関係機関等との連携についての必要性はですね十分認識しておりますので、今後も必要に応じて連携を図りたいと、そういうふうと考えておりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

産業推進室と農業振興課とで連携した。まあ、それは分かるがです。

ただ、お聞きしようとするね、全部の施策が、その経済に係ることは、全部、産業推進室と。農業のことも漁業のことも、何もかもが産業推進室に集中しちゃあせんか。そんな心配するわけですけども。

じゃあ、具体例をちょっと挙げてお聞きしたいわけですが。

今、佐賀で道の駅の構想ができております。それから、これ、佐賀の時代から建設課が取り組んでおるわけですけども。そういった流れの中で、実際に具体的に何億かの投資をするわけですけども。その場合にです、産業推進室長と建設課長と、それから海洋森林課長と建設課長。どういった連携の話がされて、内容はこんなふうに、本当は職員の持ちょう情報の中で、こういう形が理想じゃねと、そういった話し合いされたかどうか。

そのへんだけ、少しお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

道の駅の設立委員会については海洋森林課の方にも案内があり、うちの係がオブザーバーという形で何回か設立委員会の中に参加しております。まあ、そういう道の駅の建設について、特徴ある佐賀地区での出店ですので、まあうちの場合やったら漁協担当ということで新鮮な魚ですね。目玉となる、佐賀の地域のそういう取れた魚を出す方法も一つと思っておりますが。まあ具体的な、まだそこらへんまで突っ込んだ議論はしていません。

それと、6次化のことですが。一部そういう芽が、佐賀の方には一部はあります。大型の底引きの漁師の奥さんの方が、現在、そういう底引きで取れたヒメイチとか、フカとか、アンコウ、そういうものを使った加工品ですね。そういうものを一部販売しておりますので、清水漁師の指導も受けて、そういう加工品も作っております。それで、今言った6次化ですか、そういうのに乗せていこうかという、今はそういう芽が育っているということです。

以上です。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

佐賀の道の駅の建設につきましては、以前からの流れということで、まちづくり交付金の中で取り組んでまいりましたので、建設につきましては建設課の担当しております。

ただ、建設の後、今度、運営になってきますと、産業推進室、海洋森林課、農業振興課等の連携も必要になってきますので、今回、補助事業を導入するに当たって、最終的に県の産業振興の事業の方へ計画をしておりますけど、そういう補助事業の、どういう有利な事業があるかとかいうことを2、3年前から担当レベルで協議をしておりましたので、今後もですね引き続き関係担当課ともですね連携をして、道の駅の建設に向けて万全を期していきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

補助事業の分です、その担当課がその責任を持つというの。

私、少し、これは私の誤解かもしれませんが、建設課で取り組まれるときに、そのときにまあ補助金の関係もあって、そのことに予算を取ってくる骨折りのことはよく分かるがです。ただ、物を作ろうとしたときに、その中に、例えば町としたときに、こんなものを作りたい。最初から目的があって、内容についてですね。私を感じたがは、これは今の建設課長だけやありません。これ私、おそらく2人目か3人目の課長になるがと思うがですが、その予算消化をすることが何か目いっぱい、内容が何かこう役場の方から伝わってこんとつか。ぜひ、こんなもんやろうと。それで、本最近のときに産業推進室の方から、今、濱田課長も言われましたけど、オブザーバー的で、何かこう中までどんと入ってきてくれんとかね、そういった、ちょっと私は不安がございました。

ぜひですね、これからこういう箱物を造っていく、それから産業振興の起爆剤になると思うがです、佐賀の道の駅の場合はね。そんなときに、できるだけ計画の段階から、課を越えて課長同士が意見交換して、つくるやったらこんなところがええと。ちょうどあれは、オブザーバーで来てくれた産業推進室の係長ですか。畦地さんは係長言いますかね。あの人が、さいさいきて屋か何とかいう、今治の方の道の駅のことを紹介してくれたがですが。そのうち、すぐ1週間ぐらいで、またNHKかどこかに取り上げられてね、あれを見て感心したことですが。

その情報がほんとに、私たちその委員をやりよっても、そんなにはないがです。ぜひ、そういう産業推進室が持つておる情報と、ぜひ建設課の課長とも話し合いされてですね、設計等々のあれに生かしてほしいと思っております。

まあ時間ありますけど、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

この際、3時5分まで休憩します。

休 憩 14時 50分

再 開 15時 05分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小永正裕君。

15番（小永正裕君）

今回は、1問について質問をさせていただきます。

産業振興についてでございますが、一次産業についてお聞きします。

お断りしておきますが、私は農業とか漁業に従事したことはありませんので、実際のところ門外漢でございます。間違った発言がありましたら素直に訂正致しますので、お先にお断りしておきます。よろしくお願ひします。

それでは、一次産業が低迷しておるといふことは、もう皆さん認識されておるところでございます。さまざまな要因があろうかと思いますが、どうしても本町のですね基幹産業である一次産業がどうしても元気になっていかなければ、本町の活性化、望むところがないというふうなことで、ご認識は同じになると思いますが、何とか元気になっていただきたいというふうな思いを込めまして質問させていただきます。

主な黒潮町での製品の、これまでの歴史的な出荷量、産出量ですね。それから、それによる収益金、額。それから、農家の従事されてきた戸数。それから耕作面積の変遷。大体、ほかにもいろいろあるんですが、主なこういうものについてお聞き、5年間ごとのその具体的な数字をですね示していただきたいというふうに思います。

それから、本町が最近になって力を注いでおります、比較的新しい特産品であります、黒糖、サトウキビの生産。それからドクダミが、業者の方が買い取って地元の方が供給されておられますが、こういうことがもし数字として分かればですね、明示していただきたいと思います。

こういう、その特産品としてある作物の現状を踏まえてですね、将来どのような町としての取り組み、あるいは見通し、改革すべきことあれば、どういうものをどういうふうに変えていくとかかですね、もしお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、小永議員の質問の産業振興についての質問で、一次産業により一層の活性化が必要と思われるが、主産品のこれまでの産出量とか収益金、戸数、耕作面積、そういうもの推移はということについて、私の方からお答えさせていただきます。

まず、主産品のこれまでの年間毎の産出量ですけれども。それとですね、収益金についてですが。23年度実績はまだ挙がってきておりませんので、JA販売実績によりまして、平成18年から平成22年度までの販売額の多い品目です、キュウリとミョウガの販売数量および販売額についてですね、JA大方支所とJA佐賀支所を合わせたものでですね、数量的にはトンで、金額的には万円以下をですね四捨五入させてもろうて、お答えをさせていただきます。

まず、キュウリですけれども。18年度実績で販売数量1,589トンで4億2,114万円。19年度がですね、1,619トンで4億1,833万円。20年度がですね、1,622トンで4億2,679万円。21年度がですね、1,969トンで4億6,819万円。22年度、つい最近ですけれども、1,735トンでですね4億4,265万円であります。

次にですね、ミョウガですけれども。18年度実績が、販売数量159トンでですね、2億7,589万円。19年度でですね、155トンで2億5,030万円。20年度で128トンでですね、2億3,230万円。21年度でですね、115トンで1億9,120万円。22年度でですね、117トンで2億2,029万円となっています。

また、販売品目全体の販売金額ですけれども。平成18年がですね23億1,727万円、平成22年度販売額がですね23億7,415万円でありまして、5カ年での販売額は落ちてはいませんが、近年の燃油や資材単価の高騰によりですね、生産コストが掛かる分、所得が落ちているというふうに考えています。

次にですね、農家戸数と耕作面積の過去5年ごとの推移ですけれども。過去5回です、5年ごとの農林業センサスによる、専業、兼業別農家数、経営耕地面積によりお答えさせていただきます。

これについてはですね、自給的農家数を除いた平成2年です、専業、第1種兼業、第2種兼業の農家総数ですけれども。この平成2年がですね1,426戸で、平成7年が1,207戸、平成12年が740戸、平成17年が652戸。この前のセンサスの平成22年度調査ではですね539戸でありまして、平成2年の20年前の調査と比較するとですね、887戸も少なくなっている現状です。

また、経営耕地面積ですけれども。平成2年、677ヘクタール、平成7年、615ヘクタール、平成12年、549ヘクタール、平成17年、517ヘクタール、平成22年調査ではですね473ヘクタールとなっております、経営耕地面積もですね平成2年の20年前との比較ですけれども、204ヘクタールも少なくなっているという現状であります。

以上です。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは小永議員の、黒砂糖、ドクダミの推移について問うにお答え致します。

過去5年ごとの推移ということになっておりますが、過去5年で集計を致しました。

それで、先にお断りしちよかなかんがですが、これは加工場での集計になっております。それで、キビの収量、販売額ですが、キビの収量に対して、黒糖。その当時売られてるキロ当たり2,000円、当時から売られてる2,000円で換算をしております。それで、加工した後は農家さんがもう各自で持って帰られて、販売したり自家消費もありますが、まあ2,000円で売られていると仮定して、販売額を計算しております。

それで、まず一番最初、昭和62年に、当初、精糖組合ができたときには、作付面積が21アール、サトウキビが6,100キロ。それで耕作者、このときには組合員20人ということで始まっておりまして、販売額の方はちょっと未定です。

それで、平成18年ですが、生産農家数が49戸。これには組合員も含まれております。作付面積が190アール、キビ収量が7万7,400キロ、黒糖になったのが6,800キロ。で、先ほどの計算式でお話ししますと、1,470万。

平成19年ですが、生産農家が52戸、作付面積が210アール、キビ収量が10万4,155キロ、砂糖が9,000キロで、売り上げが1,944万。

平成20年ですが、生産農家が52戸、作付面積250アール、キビ収量9万5,849キロです。黒糖9,600、販売額が1,920万。

平成21年ですが、農家数52、作付面積が330アール、キビ収量10万1,692キロ、生産量が1万200、販売額が2,040万です。

平成22年が、生産農家52戸、作付面積354アール、キビ収量7万6,383キロ、黒糖生産量7,700キログラムです。販売額1,540万。

平成23年、生産農家数が49戸、作付面積354アール、キビ収量が6万4,322、黒糖生産量が7,000キロ、販売見込額が1,400万になっております。

それで、販路拡大策の見通しについてですが、ご承知のとおり、特産協が中心となって販路開拓、商品開発に取り組んで、販売促進活動を積極的に行っているところです。現在も、卸問屋を通じた量販店への販売を行っておりますが、問屋からも生産量の増量が求められており、また、県内の食品メーカーの商品材料に採用されるなど、そのほかにも、今春開設予定のウェブショップ、すなびてんぽ。これは、昨日ご説明させていただきましたインターネットサイトですが、での販売など期待でき、見通しは明るいと思われま。

続いて、高齢化、後継者についてですが、精糖組合員は50代から70代が多く、高齢化が進んでいます。しかし、後継者のいる農家もあり、販売を担う所ができたこと、また、施設整備による労力の軽減などで栽培面積の拡大を図っている農家も出てきていると聞きしています。また、サトウキビ栽培に興味を示す若い方もいて、この事業の一層の所得向上につながる魅力ある事業にして、若い後継者が数多く出てくることに期待するところです。

支援策ですが、生産者への直接の支援はありませんが、今年はキビ新品種の苗などの供給の協力や、情報提供などの同調した取り組みによる支援を行っています。また、特産協が買い上げて販売していくことが支援になっていると思います。

次に、ドクダミ栽培関係の状況ですが、今は町が栽培などにも直接かかわっていませんので、会社にお聞きしたことで、私の分かっている範囲でお答えさせていただきます。

ドクダミ栽培については平成19年に農家の要請により、町も同行して視察に行き、その後、黒潮町ドクダミ

生産組合を発足して、現在、組合員 16 人、栽培面積 8 反、生産量、平成 22 年で 36 トン、23 年には 40 トンと なっています。また、ドクダミを買い上げている農業法人は、平成 21 年から黒潮町の加持で加工場の操業を始め、酒造の免許も取得し、酒類の製品を製造を行っています。経営も順調に軌道に乗っていると話されておりました。

余談にはなりますが、生産量については、以前の視察先が 37 トン。生産で日本一の産地と話されていたので、定かではありませんが、黒潮町が日本一になっているかもしれません。

ドクダミ関連については以上です。

新たな特産品の育成の計画はあるかということですが、栽培物による特産品の計画と想定しますが、今のところは考えておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

まだ聞いてないところまで答えていただきまして、ありがとうございます。

なかなか堅実な数字で、あんまり変動のないような成績が挙がってると思われまます。これ、砂糖にしても、大変、僕はね一番最初、下村前町長のときですね、最初の収穫のときにね、どのぐらい取れましたかというて、金額で聞いたことあった。そしたら、1,900 万円いう金額を、まあ答弁であったわけです。

そうするとですね、まあ変化はあんまりありませんが、手堅いというふうな数字にはなるかとも思いますが、発展性がいまい鈍いかなというふうな気はするわけです。まあドクダミについてはですね、全国で生産量トップというふうなことらしいですから、今の時点ではもうよしとしたものでございましょう。

一次産業についてはですね、ほんと漁業も農業も、ぜひともこれからぐんぐん伸びていただきたいと思うわけですが、大変困難な状況があるということは、認識を、皆さんしておると思います。

漁業につきましてはですね、遠洋漁業については世界的な乱獲。これが原因であろうということで、漁獲高も減っておる。魚種も減っておる。沿岸漁業についてはですね、多分といたしますか、まあ今までの私どもの情報では、山の荒廃、森林の荒廃によって自然が壊れ、食物連鎖も当然ありましようが、磯焼けにもつながっておると。そういうことで漁獲の種類とか、漁獲高が激減しておるいうふうなのが、もう随分長く続いておるとございまして。これは町単位とか、その地域単位ではちょっと対処の仕方が難しいわけでございますので、県単位なり、その九州、四国、中国、近畿、そのような大きなブロック、あるいは国全体の取り組みでやっていかないとですね、なかなか向上的な漁業回復ということにはつながっていかないというふうな危惧（きぐ）しておるわけでございます。

まあ北海道の例がありますように、漁師さんが山に木を植えた。ほいたら魚が戻ってきたという有名な話がありますが、こちらの方もですね、そういう取り組みがぜひとも必要じゃないかというふうな、漁業については思ってるわけでございます。

それと、今の農業ですけども、先にいろいろと産業室長答えていただきましたが、その先ほど聞いた数字でですね、キュウリとか。なかなか金額としては硬いもんがあって、ええとは思いますが。農家の戸数が減ったり、また耕作する面積が減ったりとかですね、さまざまな面でやはりしぼんでいくような傾向がどうしてもあると思います。これは、ある程度年取った方の話聞いてみてもですね、やはりキュウリなんか手堅いものではあるけども、自分らにとってはもう重くてですね、作業がなかなかつらくなったというふうな現場の話をですね、話してくれる方が結構多いわけですね。若い方はまあ力があるわけですから、まだ構いませんが。

そういう、これから先の後継ぎの問題。これから聞こうと思ってました、その高齢化の問題。それから後継ぎの問題ですね。それから、どうやってそれを支援していくか。それから、販路の拡大とかですね。まあ室長の答えていただきましたことと重なってくるわけですけど、こういうものにどうやってこれから対処していくような支援策が取れるかというふうなことを。まあ、農協が中心になってやるべきかとも思いますが、行政の方ですね何とかそういうもの的高齢化対策、後継者対策、支援策。

そういうものについてですね、もし考えがありましたら教えていただきたい。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、小永議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、高齢化対策ですけれども。先般、公社の設立の説明のときにも申し上げましたように、大変高齢化が進んでですね、後継ぎの問題が深刻になっております。そういうことで現在ですね、国は力強い農業構造を実現するためにですね、青年層の新規就農で現在定着している人は約1万人と。これを倍増させる必要があるというようなことで、国の予算でですね、いろんな手も打ってきておりますし、それもですね、まあ今年度の予算にも一部反映させてもらっておりますけれども。そういう、国、県併せたですね新規就農者対策。これらによって後継者を少しでも増やしてですね、高齢化でやめていく農家には追いつかないかもしれませんけれども、黒潮町の農家人口がこれ以上減らないような対策を取っていきいたいというふうに考えております。

それから、支援策の部分ですけれども。いろんな部分でですね、先の議員にも説明しましたけれども、補助施策いうもんがいろいろとありますので、そういうもんを活用しながらですね、少しでも農家が生産コストが掛からないというような手を打ってもらいたいということですね、現在、山間部においてはですね、中山間の直払いとか、集落営農とか、そういう分野でですね、共同利用機械などを入れてですね対策を打っているというようなことで、そういう支援策をですね、これからも農家と一緒にですね取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、平場についてはですね、さっき言うた新規就農的な人によってですね、施設園芸的に進めていく。また、稲作の面ではですね、集落営農組織でカバーしていくというような施策も取ってきております。

それから、販路拡大等ですけれども。まあ農業生産物についてはですね、なかなか、さっき報告したようにですね、生産量はあんまり変わってないけれども、農家所得が落ちちょうという面ですけれども。これもですね、現在、高知県と一緒にですね、環境保全型農業ということで、化学肥料に頼らずですね、天敵やホルモン剤を使用しましてですね、物理的防除か生物的防除。物理的防除としては、防虫ネットやマルチなどの関係ですけれども。そういうものの取り組みの中でですね、幡多地方もですね、これら IPM 技術を導入しまして、この食の安全、安心を確保してですね、消費者に信頼される産地を構築しながら販路拡大を目指す取り組みを進めております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

いろいろと努力はされておるようでございますが、より活性化いきますか、より、こう一次産業を広げていく。ボリュームを大きくする。地産外商と最近よく言われますが、黒潮町で生産したものをやっぱりよその方から稼いでくるといふふうなものにつながる。そういうものは、大変これからもますます重要視されていく必

要があろうかと思いますが。

佐賀のですね、旧佐賀町の専業農家をちょっと見てみたんですけど。それから、旧大方町の専業農家の数ですね。兼業じゃなくて専業農家の。昭和50年の時点では、旧大方町が312戸の専業経営者がおられた。ほんで、平成17年のデータしかありませんが、194戸に減ってます。マイナス118戸の方が専業農家をやめておるということでございます。

ところが逆にですね、佐賀町の方は昭和50年に25戸でした専業農家がですね、同じ平成17年にはですね57戸に増えてます。これは32戸の方が、専業農家としてやっていく人が増えてきたということです。これはすごいことだと思いますね。大体130パーセントくらいの、まあ大体37年間のうちですかね、37年間たった後で130パーセント近い数字として専業農家が伸びておるといことなんです。これはね、僕、この数字見てびっくりしたんですけど。素晴らしいことだと思った。一種の感動さえ覚えましたね。今、こうデフレの状態で何もかも縮まっていくときにですね、130パーセントも増えておるといことは、これは素晴らしいニュースです。まあ、これは内容は私はよく知りませんので。

多分、私が、まあたまにスーパーなんかへ行きますとですね、佐賀のブナシメジとかですね、エリンギとかですね、そういうのはよく、高知の方のスーパーへたまに行ってもですね、歩いておいたら目に入るときあるわけです。そういう、その特化した取り組みですね。菌茸栽培。それと、ニラの方も結構手堅い数字が出てくるような感じがしましたが。こういう方々が一生懸命頑張って、専業農家で十分やっていけると。また、そこには多くの雇用も生まれてるはずですから、ひとつの大きな産業として、37年前と比べてですね伸びてきた証拠じゃないかというふうに思うわけです。

それで、先ほど言いました新しい取り組みいいですか、新しいものを。これまでにない、旧大方町にもないものをですね、見つけて育てていく必要が出てきておる時代になったんじゃないかと思うわけですよ。

で、室長の方か、農業振興の課長の方か、担当がどこで分かれるか難しいとどこでございますが。まあお二人に聞くか、町長に聞くか、どなたでも構いませんが。

私の一つの提案としましてですね、もう長年、昔から自分の考えの中にあっただのは、まあ自分の職業のせいかわかりませんが、薬草というものをですね、ここで栽培していけばですね何とかなるんじゃないかというふういろいろ考えてきましたが、いまいち私が踏み切れなかったことはですね、非常にこう難しい面があるんですね。よっぽど専門家として研究したり、現場のいろんな植物状態を見たり、生育状態を見たり、天候を見たり、草の加減を見たりとかですね、そういうふうなことまで一生懸命やるそのリーダーがどうしても必要となってきます。それで、普通の野菜なんかと比べですね、種をまいて、消毒して、肥料をやれば育ってくるというふうなものでないのです。それなりの育てる勉強といいますか、研究熱心な人が、リーダーになる人がおればですね何とかありますが、なかなか個人で取り組んでやるとなっても、なかなか難しいところがある。

そういう話は前に、ほかの知り合いの人にいろいろ話したことがあってですね、思い出したいですか、その方が、最近何か、テレビで何か放送があったということで。お前の言ってるようなことを越知町でもう既にやってるぞみたいな、テレビで何か放送あったみたいですよ。それで、私見てなかったものですから、いろいろ調べてみたんです。越知は28年前から取り組んでやとったみたいですね。それ、ちゃんと契約栽培してまして、キロ当たり6,400円で販売すると。買い上げてくれるというふうな契約結んでですねやってるわけで、イセエビよりか高いわけですよ。イセエビ、1キロで3,500円ぐらいですから、倍近いものがありますよ。これは、ミシマサイコいう薬草ですけどね、それ、キロ当たり6,400円。ほんで、1反当たりどのくらい取れるかと聞きましたら、大体まあ多く作る人が70キロ。普通、少ない人で30キロから40キロいうふうな話でございます。これは、6,400円掛けるのそれだけのトン数ですから、まあまあ結構な金額になるんじゃないかと。



6,400円キロ当たり、その主に根っこですけれども、買い上げてくれるらしいですが。同時に、種ができるんです。その種も、同様の金額で買い上げてくれると。その次の年に、またおんなじ作物作ろうとすれば、その買い上げてくれたメーカーがその種を無償で供与してくれる。いうことは、そのおんなじ品種の、おんなじ成分のええものを継続して作りたいというのが、その製薬メーカーの趣旨なんですね。

で、これはなぜええかといいますと、絶対、今から廃れることないんです。世界中で絶対量が足りませんから。それで、非常にこれは欠点があって、先言いましたように作りにくい場合があります、勉強しませんと。でも今、指導を仰いだらいろいろと指導いただいて、また相談して、育てる方法ができますから、それに一生懸命取り組んでくれる人がおればですね、そういう支援策も何とか考えていってもろうたらというふうに、まあ自分は考えるわけです。

これは、もともとの中国の広い国土で自生したのを採取して、薬草とか漢方薬とかにしたわけですが、もうだんだんそれが少なくなってきたということと、それと、日本製の漢方薬いうのを世界中の人が欲しがるんです。中国に富裕層が増えてですね、お金がどんどん余ってきた。それを自分の健康に使うためにですね、漢方薬使いたい。でも、自分の国の漢方薬は信用ならんのですよね。

何年か前の記事に出てましたが、自分の国の漢方薬は古い製品しか買わないという、地元の、中国の人がおるわけですね。高いけども古いのを買う。新しいのは買わない。それは信頼性がないから。ところが、日本の製剤いうのは、そういうのはきっちり、必要な成分とか、必要な薬効のあるものはきっちり入ってるわけですから、そういう日本製のものを欲しいということなんです。だから、今言った薬草なんかは、作っても作っても全く足りない生薬なんですよ。

それと、今もっと作りやすいものは、サンショウいうのがありましてですね。このサンショウを今増やしてる。これも、我々はウナギ食べる時にサンショウをかけて食べますが、あれは食用のサンショウで、薬用のサンショウいうのがあるんですよ。それで、フユザンショウいうのを台木にして、それに接ぎ木してですね育てるんです。これ1本1,500円の苗木ですが、これを植えますと種ができるんですね。その種を採取して売るわけです。

こういうことをやっていきますとですね、どういうところがええかといいますと、その採取時期になるとですね、自分とこの娘さんが嫁いだとこの家族みんな来るとか、その連れ合いとか、遠くに行った近所の人たちが一緒に来て、アルバイト代わりに楽しみながら、田舎に帰って採取するのを手伝うと。ほんで、山道にですね乗用車が200台、300台ずらっと並ぶらしいです、あの越知の山奥に。こういう人間関係にもつながっていくし、ましてや安定的にその収入もある。相場によって、高くなったり安くなったりいう心配もない。ほんで、雇用にもつながる、地元の人。大変ね、難しいいう欠点を、今からそれを克服するようなことをして特産品を作らんとですね、誰でも作れるようなものを特産にしようとしてもですね、本当の特産品にはなりませんね。

1つ提案があるんですが、町が広報誌か何かで、端末使ってですね、新しいそのやり手の人を求めると。実は、こういうものを取り組みたいが、パイロット農園造ると。そこを何人か、できたらやってくれんろうかみたいなことをですね、ご指導を専門家に仰ぎながらやっていく、ひとつの試験的な農場をですね造るようなことをされてはどうかかと。第2のキノコになるかも分かんし。

ということで、ご提案いいですか。時間が少なくなってきましたが、そういうことで考えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先にお断りを。

もう最後になって、ちょっと勇み足で先に答弁してしまいまして、失礼しました。

先ほどの菓草の関係なんです。まあ、うんとそういうことには興味があります。それで、まあ栽培が難しいというようなことなんです。いろいろ研究というか調べさせてもらってですね、これが黒潮町でもできるようならですね、また検討していきたいと思います。

一番、調査して調べてみることには、まあいうたら、うちの気候でもできるものか、土壌もこんなものでいいのかというようなことからせんといかんと思います。その状況を見て、またどこかで、まあできたら特産協の中でも委託してできればですね、サトウキビも年間通して栽培されよう方はずっとやってるわけじゃないですし、できたらその間で1年間のサイクルを埋めれてできるようなことやったらなおいいと思いますので、ちょっと調べさせてから、また検討させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

高齢化が今から進んでいくというのは、もう間違いないですね。

で、先ほど言いましたように、そのキュウリとか、ほかの作物というのは持っても重い。腰にも、ひざにも非常に負担掛かるということがあってですね、高齢化すると大変な作業になります。ところが、こういう今言ったものはですね、採取したものを乾燥させるわけですね。だから非常に軽い。越知の方もですね、95歳の夫婦の方がいまだに現役で作ってるらしいですから。ほんで、年間1,000万の収入ある方がもう何人もおられるみたいですよ。地元の越知だけでは農地が足らんということで、隣の佐川町まで行って農地借りてですね、作ってるというのが現状ですから。

その条件として、まあ本当に一生懸命研究したり、勉強したりする方でしたら、その方、リーダーになっていただいたら、地元でほかのやりたい人にも広げていけるということになりますのでですね。

それで作物環境ですけど、大体ですね日当りのええ場所で、風通しのええところですよ。それと、水はけのええところ。もう1つは、やせ地。ここ、国営農地もいっぱいありますしね。この上なんかもある、多分エビクソと俗に言われる砂混じりの赤土ですから、水切れも大変にええと思いますがね。あの田野浦の方も、多分そういう土じゃないかと思いますがね。昔、ミカンをよく植えてましたけど。大体そういう、出口にもあるし、鞭にもありますけども、大変広い国営農地もありますよね。これを聞いてみますと、よその方がこちらの国営農地借りてですね、かんきつ類を植えたりして、結局、地元の町民の方がですね作ってる量が少ないというふうな結果に今なってますから。それを地元で何か特産品を育ててですね、栽培していけば、非常に将来明るいということになりますんで、何とか前向きにですね、室長が先に言われましたようにですね、ぜひとも取り組んで検討していただきたいと、前向きに思います。

一応、答弁をもう1回いただければと。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

先ほど、室長が言うたようにですね、一応ちょっと調査をさせてもろうてですね、小永議員の言うように、その有望な作物としてですね、まあ試験栽培等も必要かと思いますがね。そういう結果、町の方でやっていくというような農家も当たりながらですね、今後、その普及的な面ではですね。

まあ国営農地なんかが土質的には適しようというようなこともありますけれども、まあ特産協とか集落営

農組織とか、そういう分野ですね受け入れてもらいながらやっていけたらなというふうに変えながらお聞きをしておりましたので。

これからですね、まあ1,000万も入るといふようなことでしたらですね、一生懸命頑張りたいと思いますので、その点よろしくお願ひします。

(小永議員から「ありがとうございました」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 53分